

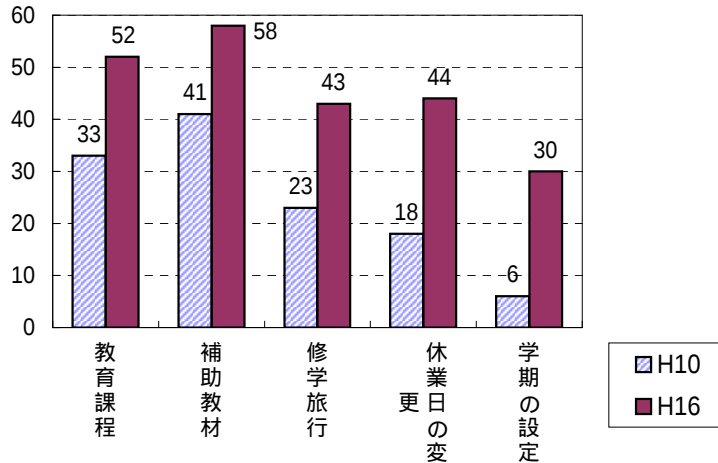
・学校と地域社会、教育委員会、国と地方の関係、役割に関するデータ

(1) 学校の自主性、自律性の確立等

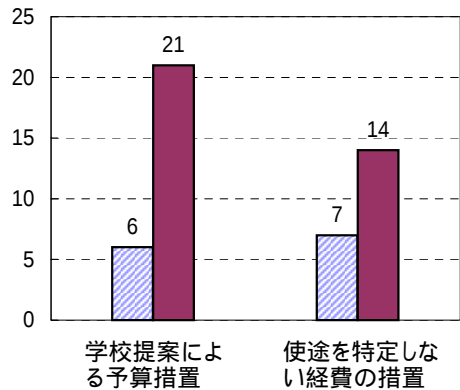
1. 各都道府県等における学校の裁量拡大の取組状況

1. 都道府県立学校・指定都市立学校についての取組状況

(1) 学校管理規則において、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わない教育委員会の数

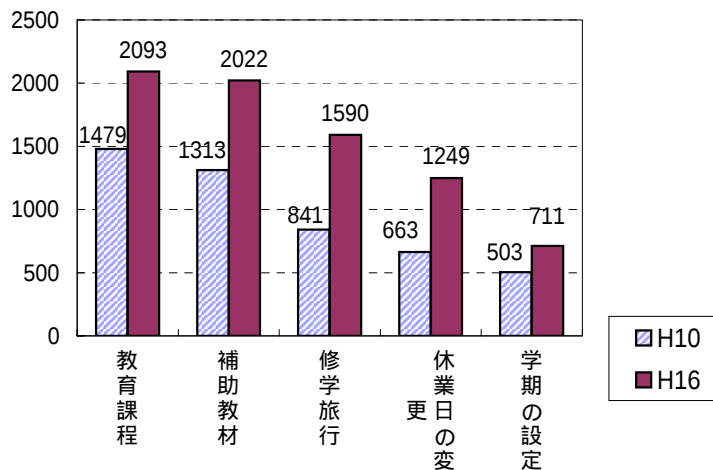


(2) 学校裁量予算を導入している教育委員会の数

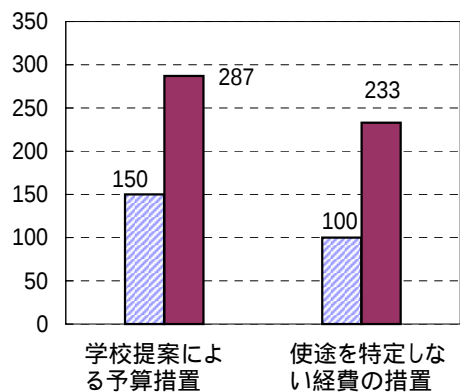


2. 市町村立学校についての取組状況

(1) 学校管理規則において、学校の各種取組について許可・承認による関与を行わない教育委員会の数



(2) 学校裁量予算を導入している教育委員会の数



注) ・文部科学省調べ。母数は、都道府県・指定都市教育委員会...60、市町村教育委員会...3,115である。

・「H16」は平成16年4月1日現在、「～H10」は平成11年3月31日以前の取組を指す。

なお、事業開始年度等が不明なものは、「～H10」にカウントしている。

・その他、集計は以下によっている。

学校種によって取扱いが異なる場合は、主たる取扱いを基に集計している。

補助教材については、準教科書のみは承認としている教育委員会の数を含む。

修学旅行については、海外旅行・危険を伴う旅行のみは承認としている教育委員会の数を含む。

休業日の変更については、臨時のもの特別のもののみは承認としている教育委員会の数を含む。

学期の設定については、学校管理規則で一律に設定されている場合は、許可・承認として集計している。

2. 学校評価の実施状況

初等中等教育関係の学校において、自己評価と情報提供を推進するため、小学校設置基準等の省令に、学校は自己評価及びその結果の公表に努めること、積極的な情報提供を行うことを規定した。（平成14年3月29日公布、平成14年4月1日施行）

小学校設置基準（抄）	
（自己評価等）	
第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。	
2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。	
（情報の積極的な提供）	
第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。	

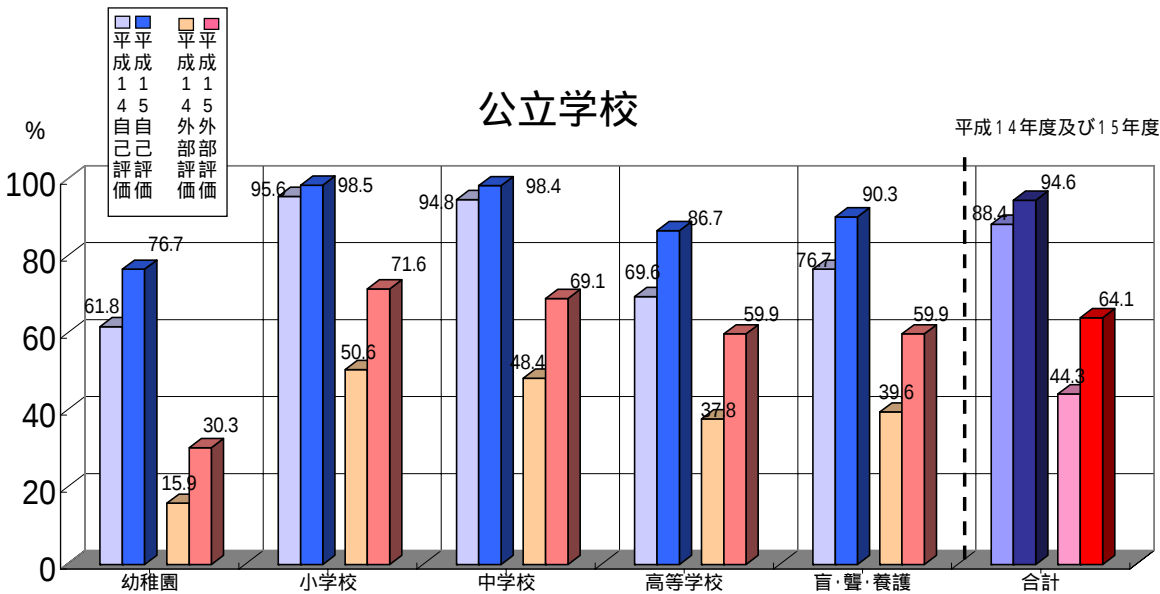
＊同様の規定を、中学校設置基準、高等学校設置基準等においても整備。

【図表1】 学校評価の実施状況（平成15年度間）

公立学校

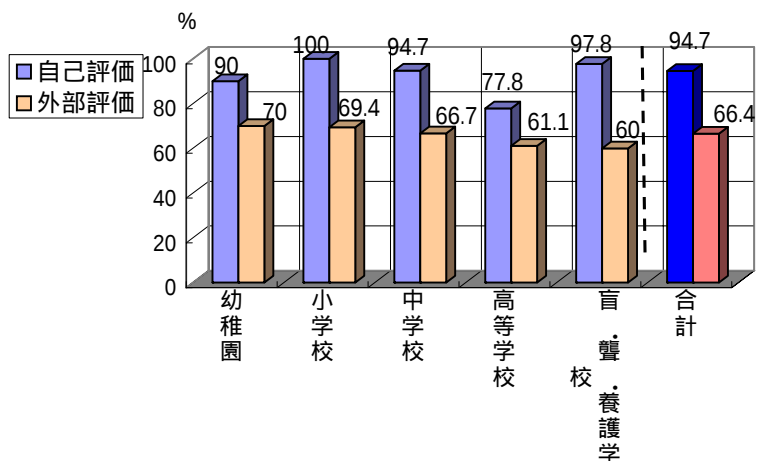
（ ）内の数値は平成14年度間の数値

全国公立学校数 (43,707校)	自己評価実施				外部評価実施			
	学校数		割合		学校数		割合	
幼稚園	4,276	(3,431)	76.7%	(61.8%)	1,666	(882)	30.3%	(15.9%)
小学校	22,555	(21,778)	98.5%	(95.6%)	16,406	(11,521)	71.6%	(50.6%)
中学校	10,123	(9,731)	98.4%	(94.8%)	7,105	(4,969)	69.1%	(48.4%)
高等学校	3,546	(2,698)	86.7%	(69.6%)	2,287	(1,464)	59.9%	(37.8%)
中等教育学校	3	(2)	75.0%	(100.0%)	3	(2)	75.0%	(100.0%)
盲・聾・養護学校	832	(649)	90.3%	(76.7%)	552	(335)	59.9%	(39.6%)
合計	41,335	(38,289)	94.6%	(88.4%)	28,019	(19,173)	64.1%	(44.3%)



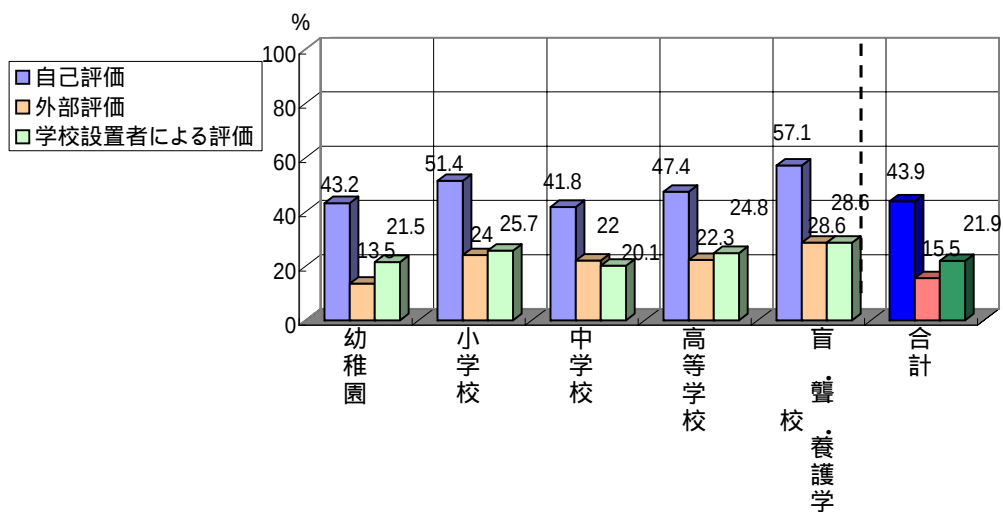
国立学校

全国国立学校数 (262校)	自己評価実施		外部評価実施		学校設置者 による評価	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	45	90.0%	35	70.0%	1	2.0%
小学校	72	100.0%	50	69.4%	1	1.4%
中学校	71	94.7%	50	66.7%	2	2.7%
高等学校	14	77.8%	11	61.1%	1	5.6%
中等教育学校	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%
盲・聾・養護学校	44	97.8%	27	60.0%	1	2.2%
合計	248	94.7%	174	66.4%	7	2.7%



私立学校

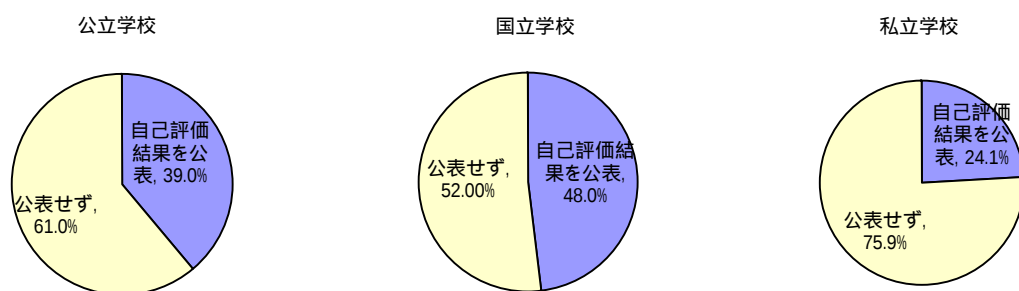
全国私立学校数 (10,467校)	自己評価実施		外部評価実施		学校設置者 による評価	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
幼稚園	3,567	43.2%	1,118	13.5%	1,773	21.5%
小学校	92	51.4%	43	24.0%	46	25.7%
中学校	279	41.8%	147	22.0%	134	20.1%
高等学校	639	47.4%	300	22.3%	334	24.8%
中等教育学校	6	66.7%	6	66.7%	4	44.4%
盲・聾・養護学校	8	57.1%	4	28.6%	4	28.6%
合計	4,591	43.9%	1,618	15.5%	2,295	21.9%



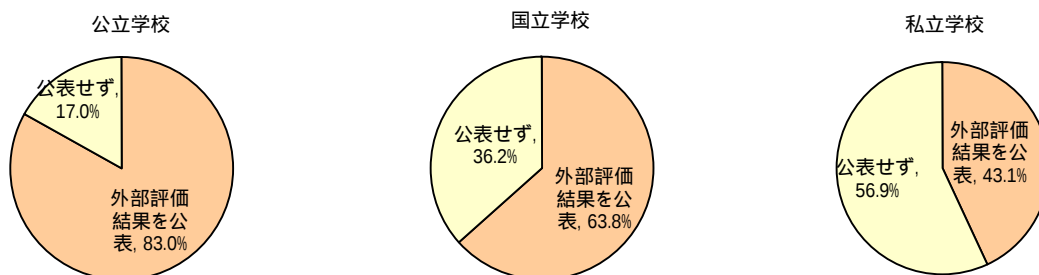
【図表2】 学校評価結果の公表状況(実施校のうち公表した割合)

	自己評価公表率			外部評価公表率		
	公立	国立	私立	公立	国立	私立
幼稚園	19.2%	35.6%	23.4%	75.0%	77.1%	45.3%
小学校	37.2%	45.8%	31.5%	86.1%	58.0%	53.5%
中学校	41.9%	54.9%	28.3%	83.2%	66.0%	40.1%
高等学校	62.8%	78.6%	25.0%	66.4%	72.7%	35.0%
中等教育学校	-	50.0%	33.3%	-	100.0%	50.0%
盲・聾・養護学校	51.0%	43.2%	50.0%	78.6%	48.1%	25.0%
合計	39.0%	48.0%	24.1%	83.0%	63.8%	43.1%

(1) 自己評価結果の公表状況

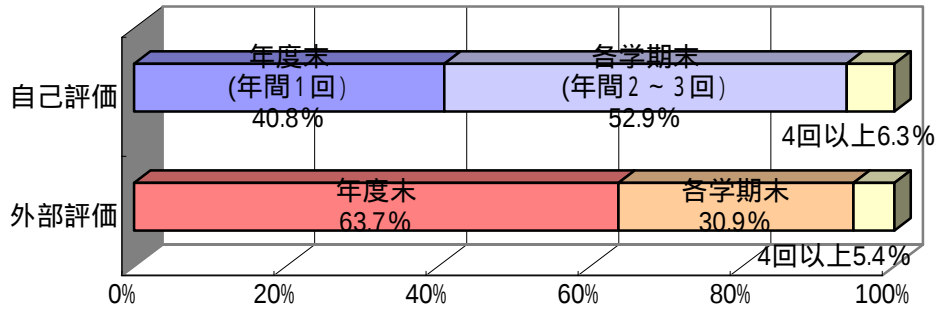


(2) 外部評価結果の公表状況

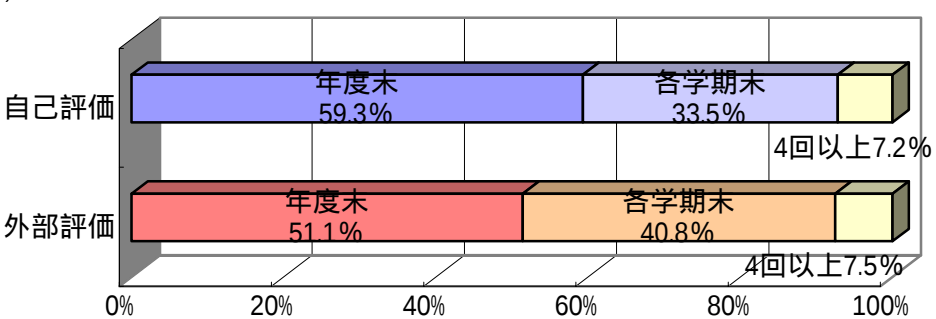


【図表3】学校評価の年間実施回数

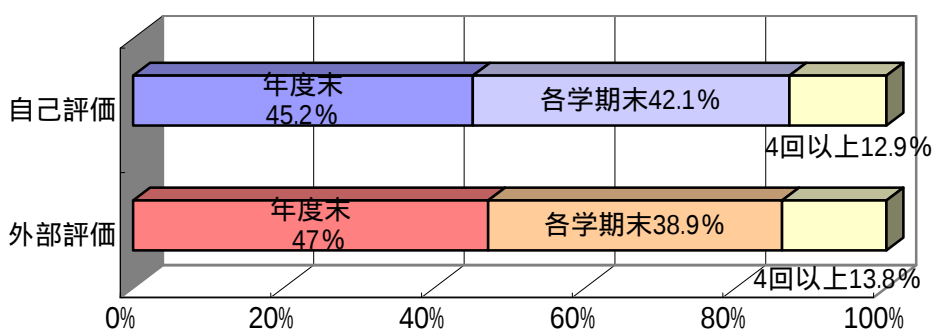
(1) 公立学校



(2) 国立学校



(3) 私立学校



学校公開の実施状況について

(平成15年度間)

1. 学校公開週間

- 一部の教育委員会では、開かれた学校づくりの一環として、区域内の学校を対象とした学校開放週間を設定している。学校開放週間においては、各学校が授業や学校行事を公開し、地域住民の学校に対する理解・関心を深めている。

都道府県・指定都市	15	(25.0%)
市町村	486	(15.8%)

2. 教育週間、教育の日

- 一部の自治体では、条例等で「教育の日」「教育週間」を設定し、他の啓発行事の実施と併せて学校開放を実施しているところもある。

都道府県・指定都市	12	(20.0%)
市町村	401	(13.1%)

岐阜県の実施例

「岐阜県教育週間」

期間：平成14年11月1日～14日

対象：県内全ての公立幼稚園、小・中・高・盲・ろう・養護学校

特徴的な内容：テレビ会議システムを利用した外国との英語公開授業

外部講師による授業

地域住民との教育討論会

岡山県の実施例

「岡山教育の日・教育週間」

11月1日を「教育の日」、11月1日から7日を「教育週間」とする条例を制定し、全ての学校で公開授業を実施するとともに、関係機関で教育に関する様々な行事を実施。

おかやま教育の日を定める条例(岡山県条例第58号)平成13年6月26日公布

(目的及び設置)

第1条 県民の教育に対する認識を高めるとともに、学校教育及び生涯学習の振興の気運を醸成し、その充実と発展を図るため、おかやま教育の日を設ける。

(おかやま教育の日)

第2条 おかやま教育の日は、11月1日とする。

(おかやま教育週間)

第3条 おかやま教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、11月1日から同月7日までをおかやま教育週間とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

4．公立小・中学校における学校選択制の実施状況について

初等中等教育企画課

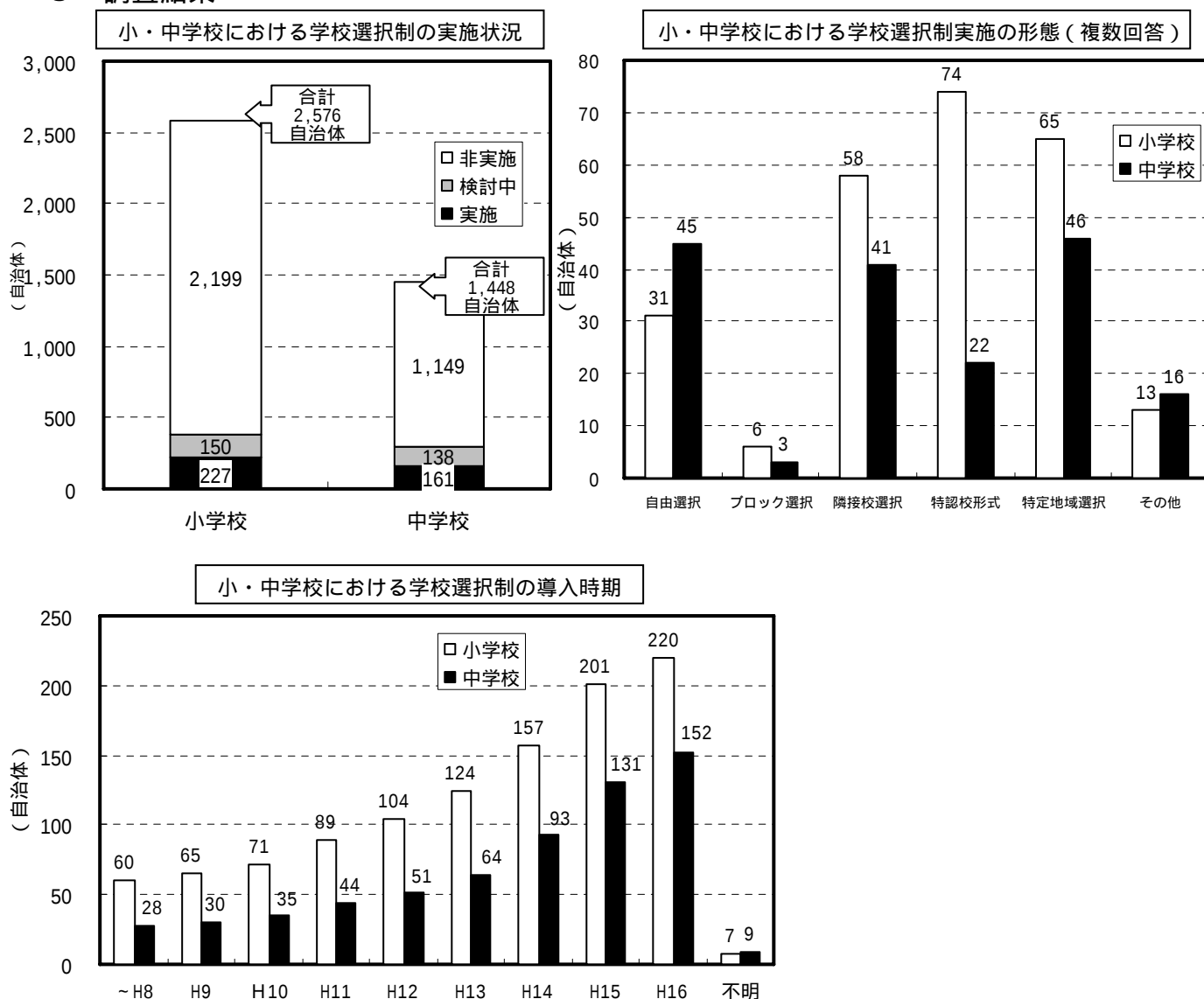
1 調査の対象 同一種の学校を2校以上設置している自治体（市町村、学校組合）

- ・ 市町村内に2校以上の小学校を設置している市町村 2, 576自治体
- ・ 市町村内に2校以上の中学校を設置している市町村 1, 448自治体

2 学校選択制の種類（取組状況の相違を考慮して便宜的に区分）

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

3 調査結果



学校評議員制度について

[制度の概要]

- (1) 設置について
 - 学校評議員は、設置者の判断により、学校に置くことができる。
 - 学校評議員の人数や任期など具体の在り方は、設置者が定める。
- (2) 運営について
 - 学校評議員は、校長の求めに応じ、校長が行う学校運営に関し、意見を述べることができる。
 - 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。
- (3) 委嘱について
 - 学校評議員は、校長の推薦により、設置者が委嘱する。
 - 学校評議員には、当該学校の職員以外で、教育に関する識見と理解のある者から委嘱する。

[期待される効果]

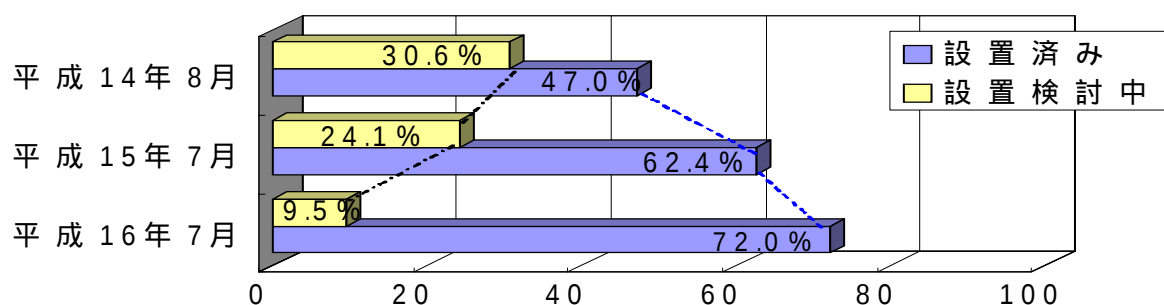
保護者や地域住民等の意向を把握し反映すること
 保護者や地域住民等からの協力を得ること
 学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たすこと

[公立学校における学校評議員の設置状況]

(平成16年7月1日現在)

全公立学校数			設置済		設置検討中	
			学校数	割合	学校数	割合
43,396			31,231	72.0%	4,135	9.5%
内 訳	幼稚園	5,396	1,287	23.9%	824	15.3%
	小学校	22,739	17,547	77.2%	2,113	9.3%
	中学校	10,252	8,061	78.6%	957	9.3%
	高等学校	4,078	3,543	86.9%	185	4.5%
	中等教育学校	6	5	83.3%	1	16.7%
	盲・聾・養護学校	925	788	85.2%	55	5.9%

(注)「学校数」は平成16年5月1日における廃校又は休校となった学校を除いたものである。



２．各都道府県等における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の指定・検討状況について

平成１７年２月

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現することを目指し、平成１６年６月から制度化（制度施行は同年９月から）されている。

本調査は、平成１７年２月現在におけるコミュニティ・スクールの指定・検討状況について、都道府県・市町村教育委員会に対して調査を行い、取りまとめたものである。

指定学校数	平成１７年２月現在	５校
	平成１７年４月指定予定	１９校
	平成１７年４月現在での合計	２４校

１ 指定状況

平成１７年２月現在指定学校数

平成１６年９月の制度施行から今年２月までに学校運営協議会を設置する学校として指定を受けている学校は、３市区町５校（小学校３校、中学校２校）となっている。

都道府県	学校設置者	学 校 名	指定時期
東京都	足立区	五反野 小学校	H16.11. 9
京都府	京都市	御所南 小学校	H16.11.26
		高 倉 小学校	H16.11.26
		京都御池中学校	H16.11.26
山口県	田万川町	田万川 中学校	H17. 1.21

平成１７年４月指定予定学校数

平成１７年４月に指定を受ける予定とされている学校数は、９市区町１９校（小学校１０校、中学校８校、養護学校１校）となっており、上記 と合わせると、１１市区町２４校となる予定である。

都道府県	学校設置者	指定予定学校数
福島県	三春町	小学校 １校
東京都	世田谷区	小学校 ３校
		中学校 ２校
	杉並区	小学校 ２校
		中学校 ２校
神奈川県	横浜市	中学校 １校
京都府	京都市	養護学校 １校
和歌山県	新宮市	中学校 １校
広島県	尾道市	小学校 １校
福岡県	春日市	小学校 ２校
		中学校 １校
熊本県	泗水町	小学校 １校
		中学校 １校

2 指定検討状況

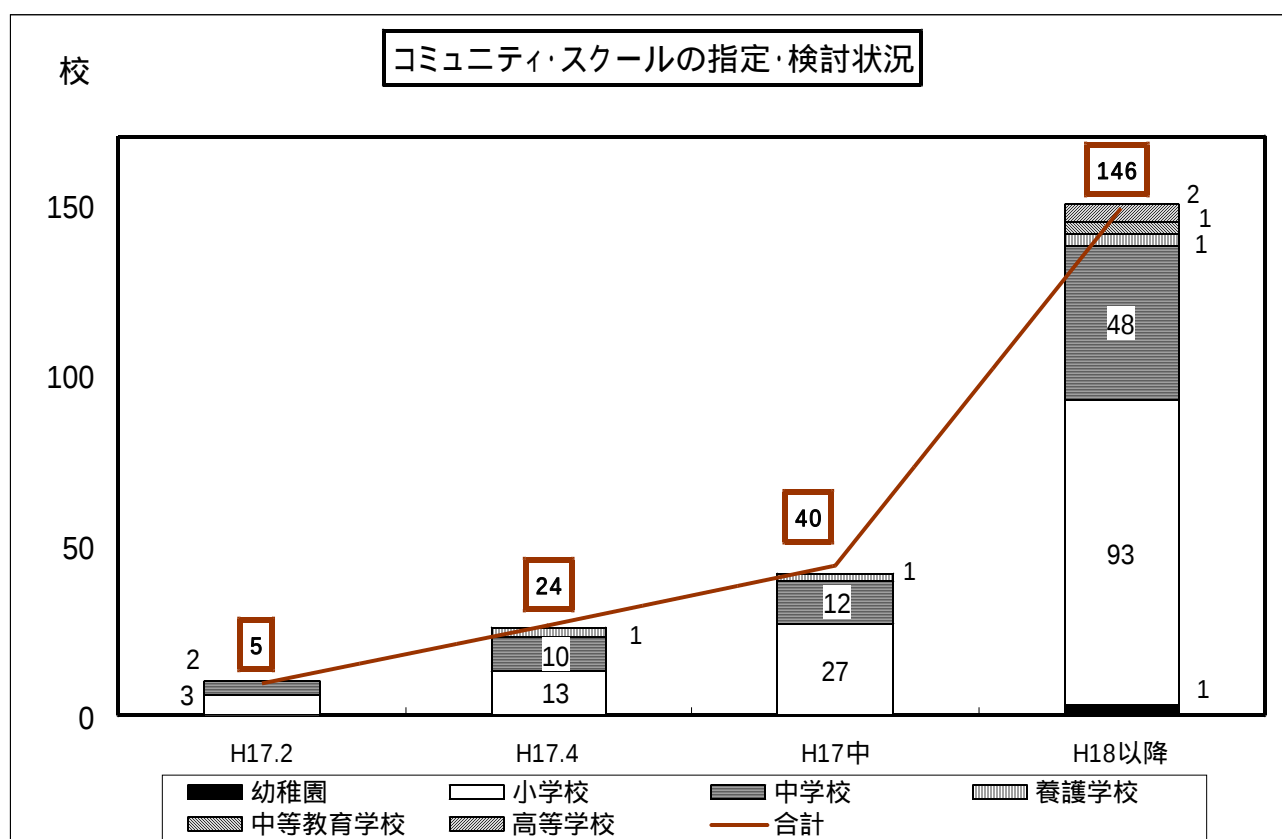
平成17年度中（5月以降）に指定を検討している市町村数は、9市町村（16校）となっている。

また、18年度以降（指定学校未定・指定年度未定を含む。）に指定を検討している都道府県・市区町村数は、2県99市区町村（106校）となっている。

	指 定 検 討 県 市 区 町 村 数	指 定（ 予 定 ） 学 校 数	
17年2月現在指定	3市区町村	5校	小3、中2
17年4月指定予定	9市区町村	19校	小10、中8、養1
17年度中指定予定	8市町村 1町	16校 (未定)	小14、中2
18年度以降 指定検討	1県 59市区町村 1県 40市町村	106校 (未定)	幼1、小66、中36、中等1、高2
合 計	2県 117市区町村	146校 + α	幼1、小93、中48、養1、中等1、高2

市区町村数については、重複する市町村があるため合計数は合わない。

表中の2県については、県立学校での指定を検討している県の数である。



(3) 教育における地方分権の推進状況

1 . 分権のための制度改革

(1) 国から地方へ

- ・ 教育長の任命承認制度の廃止（平成12年～）
教育長の任命について国の承認を要する制度を廃止。
- ・ 指導等に関する規定の見直し（平成12年～）
地方公共団体に対する指導、助言、援助に関する規定について「行うものとする」との義務付けを「行うことができる」と改正。
- ・ 教育委員の数の弾力化（平成12年～）
地域の多様な意向を把握し反映する観点から、都道府県・市町村の教育委員の数を、条例により5人から6人へ増員可能に。
- ・ 地域の実情に応じた弾力的学級編制の実施（平成12年～）
都道府県の判断により、40人を下回る学級編制基準とすることを可能に。
- ・ 学習指導要領の「基準性」の一層の明確化（平成15年～）
学習指導要領に明示されている共通に指導すべき内容を確実に指導した上で、学校において必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容も必要に応じ、指導できることの明確化。

(2) 教育委員会から学校へ

- ・ 教職員人事に校長の意見を反映（平成14年～）
市町村教育委員会が都道府県教育委員会に内申を行う場合、校長からの意見の申出があったときには、その意見を添付するものとした。
- ・ 学校運営協議会制度の創設（平成16年～）
学校運営協議会が学校運営に一定の関与。学校運営や教職員人事について、設置者に意見を述べることが可能に。

この他、教育委員会制度については以下を改正。

- ・ 教育委員の構成の多様化（平成14年～）
教育委員の任命に当たり、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるよう努める。
- ・ 教育委員会会議の原則公開（平成14年～）
教育委員会の会議を原則として公開。
- ・ 教育行政に関する相談体制の整備（平成14年～）
教育行政に関する相談窓口を明示。

2. 地方における分権化の状況

平成10年の中央教育審議会の答申を受け、各教育委員会が以下のような取り組みを推進。

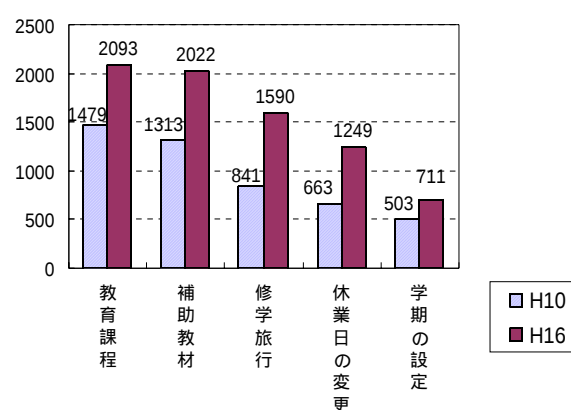
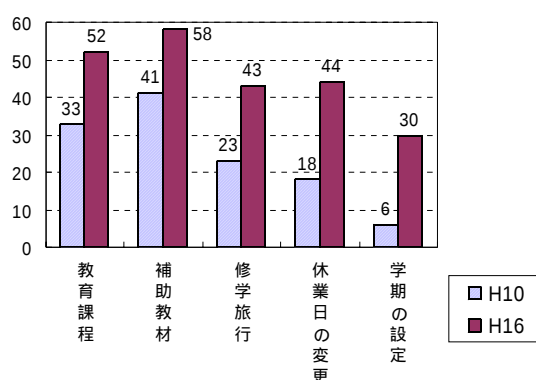
(1) 教育委員会の関与の縮減

学校管理規則を見直し、教育委員会の許可・承認等を縮減。

【学校管理規則において学校の各種取組について許可・承認による関与を行わない教育委員会の数】

○ 都道府県立学校・指定都市立学校の場合

○ 市町村立学校の場合



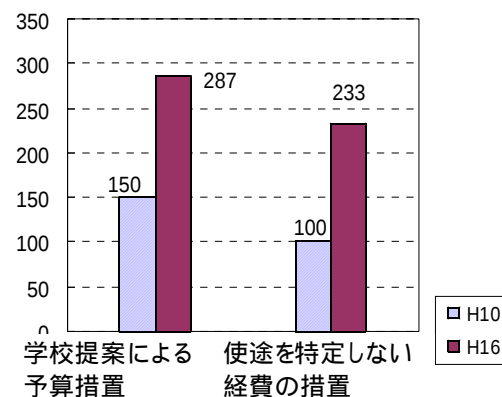
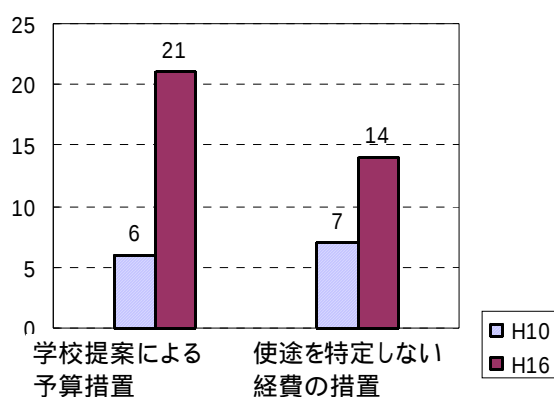
(2) 学校予算の裁量拡大

校長裁量経費など学校の判断で執行できる予算を措置。

【学校裁量予算を導入している教育委員会】

○ 都道府県立学校・指定都市立学校の場合

○ 市町村立学校の場合



具体の取組例

(1) 学校の企画・提案に応じた予算配分

学校の創意工夫、自主的な取組に関して、各学校が企画・提案を行い、教育委員会において評価・査定を行ったうえで、必要な予算を措置。

岐阜県：県立学校長自主プラン推進事業

- ・ 県立高等学校、特殊教育諸学校の全校を対象
- ・ 1校当たり：平均60万円程度

高知県：21ハイスクールプラン推進事業

- ・ 県立高等学校（県立中学校を含む）の全校 等を対象
- ・ 1校当たり：35～600万円程度

秋田県：ドリームプロジェクト支援事業

- ・ 市町村立学校から150校程度を選定
- ・ 1校当たり：50万円程度（県負担は25万円）

学校花まるっプラン事業

- ・ 県内の全高等学校（市立、私立等を含む） 等を対象
- ・ 1校当たり：上限70万円程度

(2) 用途を特定しない経費の措置

学校に対して、予算費目をあらかじめ指定せず、校長の裁量により用途を決定できる経費を措置し、各学校は、独自に執行計画を立案し、執行までを行う。学校経営計画を策定、事後的な学校評価等を絡めて実施される場合も多い。

横浜市：学校の特色づくり推進費

- ・ 小学校、特殊教育諸学校：300万円
- ・ 中学校：400万円
- ・ 高等学校：500万円

東京都：自立経営推進予算

- ・ 高等学校、特殊教育諸学校：平均約2,000万円
従来の【高等学校管理費】等の一部を組み替え。
その他に、学校経営計画を教育委員会が評価し、重点的に支援する学校を定める【重点支援予算】も並行して導入。

静岡県：学校経営予算

- ・ 高等学校、特殊教育諸学校：平均約 3,000万円（高等学校）
従来の【高等学校管理費】等を組み替え。

3 . 人事への校長の意向の反映

校長は所属の教職員の人事について市町村教育委員会に意見を申し出ることができ、その場合に、市町村教育委員会は都道府県教育委員会への内申にその意見を添付することとされている。

また、各都道府県・市町村教育委員会においては、人事に関する校長からのヒアリングを実施するなどにより学校現場の意向を踏まえた人事が行われている。

さらに、各教育委員会において以下のような取組を実施。

(1) 教員の公募制

校長の教育理念や学校運営方針等に基づき、一定の教員を公募して配置。

(2) 希望転任制度

一定の要件を満たす教員が異動を希望し、受け入れを希望する校長と協議を行い、配置。(教員版フリーエージェント制)。

平成16年4月現在、 1 0 の教育委員会 (1 都2府6県1市) において教員の「公募制」等が実施されている。

(実施県市)

埼玉県、千葉県、東京都、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、鹿児島県、京都市

具体の取組例

(1) 教員の公募制

東京都：配置者数193名、応募者数342名

- ・平成14年度進学指導対応教員を、都立高等学校及び都立盲
- ・ろう・養護学校教員から公募。市町村立学校から150校程
- ・平成15年度からは、加えエンカレッジスクール対応教員、開設準備等担当教員について同様に公募。

(2) 希望転任制度

京都市：配置者数110名、「FA」宣言者数178名

- ・平成16年度から、一定の要件を満たす教員が異動を希望し、受け入れを希望する校長と協議を行い、配置する希望転任制度 (教員版フリーエージェント制) を導入。

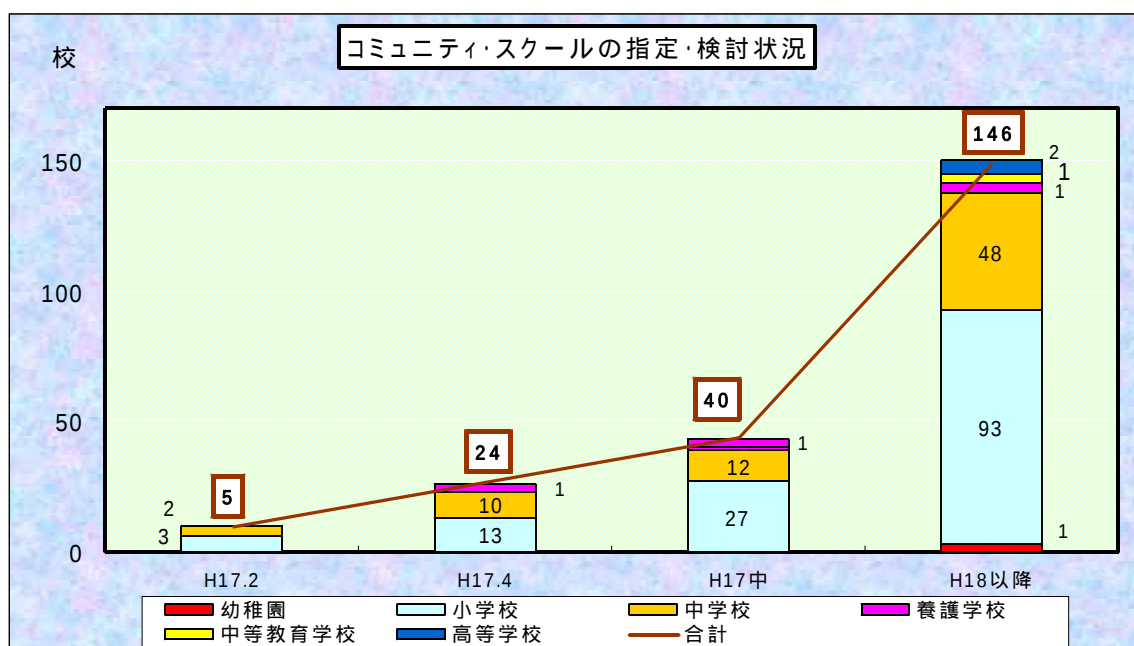
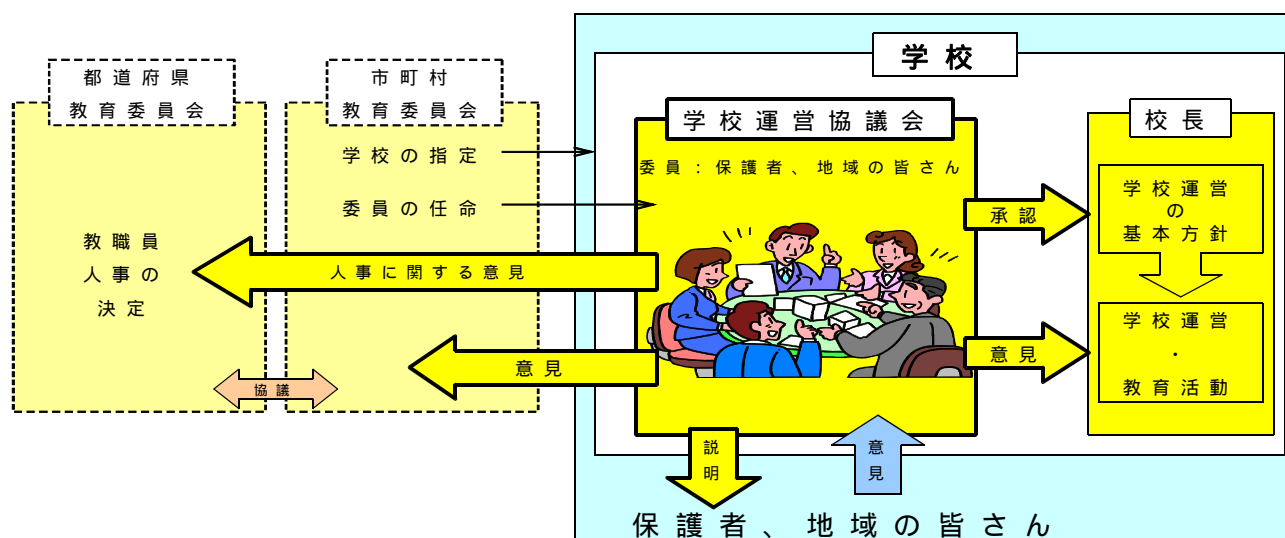
4．学校運営協議会の設置

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置可能とするため、第159回通常国会において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正（平成16年）。

学校運営協議会の主な役割

- ・校長の作成する学校運営の基本方針の承認
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用）

コミュニティ・スクールのイメージ



平成17年度中には1町が指定を検討中。
平成18年度中には1県40市町村が指定を検討中。

（委則）＝教育委員会規則

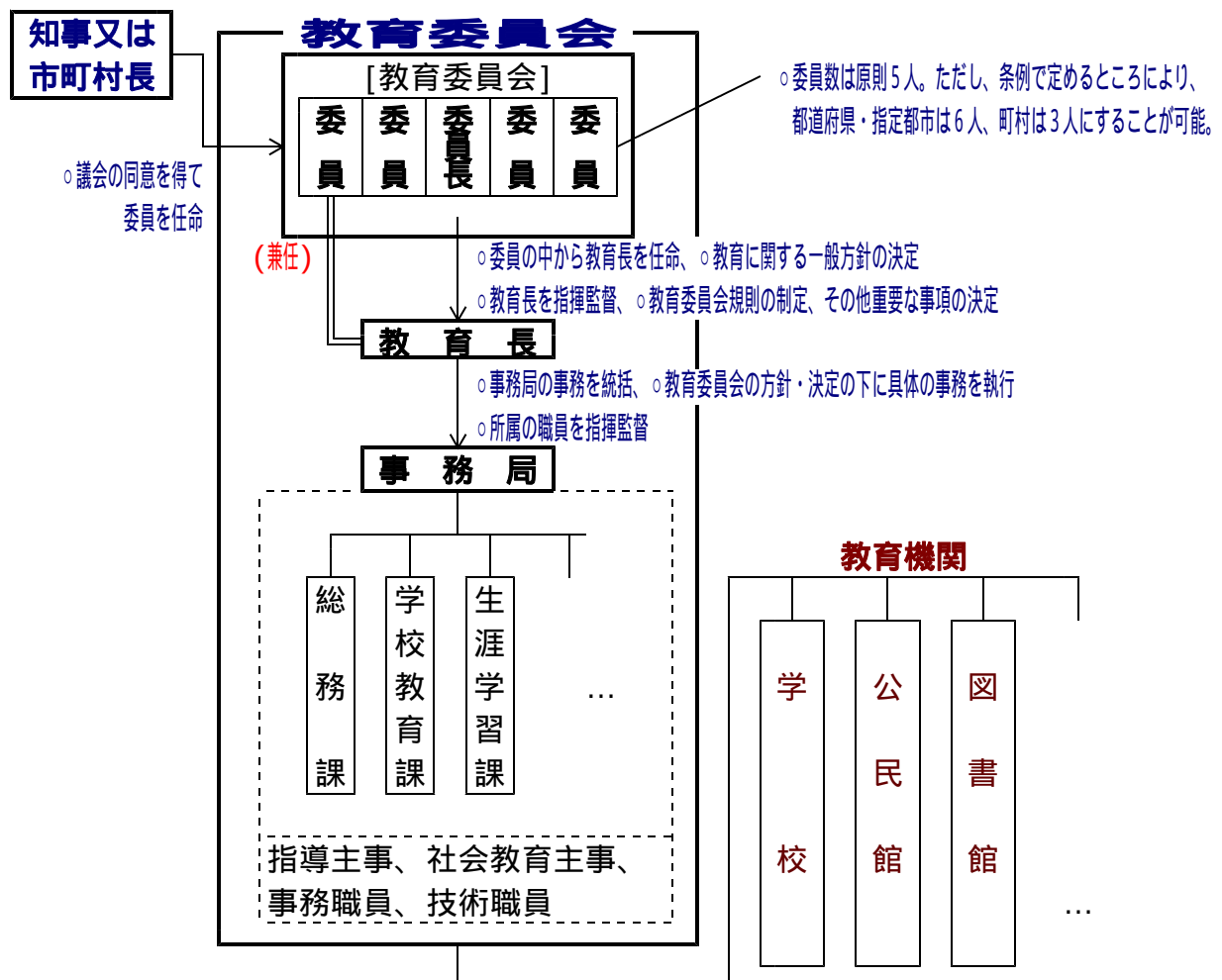
事項	国	都道府県	市町村	学校・校長
0. 基本的な考え方				
	- 基本的な教育制度の枠組みの制定 - 全国的な基準の設定 - 教育条件整備のための支援 - 学校教育の適正な実施のための支援措置	- 広域的な処理を必要とする教育事業の実施 - 市町村における教育条件整備に対する支援 - 市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置	- 学校の設置管理 - 教育事業の実施	教育活動の実施
1. 設置、管理及び廃止等				
設置、管理及び廃止	学校の基本制度や設置基準の設定（法、省令）		市町村立学校の設置、管理、廃止、設置条例の制定（法）	
各学校の組織編制	校長、教頭、主任など必要な職員の設定（法、省令）		独自の主任を設定 主任の発令（委則）	校務分掌の決定 教育委員会規則において、主任の発令を校長の権限としている場合もある
学級編制	学級編制の標準の設定（法）	基準の設定、市町村の学級編制の同意（法）	実施（法）	
自己評価				点検・評価実施、結果公表の努力義務（省令）
学校評議員			学校評議員の委嘱（省令）	学校評議員の推薦（省令）
2. 人事・給与等（果費負担教職員を中心に）				
給与負担	給与費の1/2国庫負担（法）	給与負担（法）		
定数	教職員定数の総数の標準を設定（法）	教職員定数を設定（法）		
免許	教職員免許の基準の設定（法）	教職員免許状の授与、管理（法）		
任命権		任命等（法）	都道府県教育委員会への内申（校長の意見添付）（法）	所属職員に関する意見の申出（法）
勤務評定		勤務の計画（法）	勤務の実施（法）	1次評定の作成（委則）
勤務条件		給与、勤務時間等の条例制定（法）		
分限・懲戒		懲戒・分限処分（法）	都道府県教育委員会への内申（校長の意見添付）（法）	所属職員に関する意見の具申（法）
服務監督			果費負担教職員の服務監督（法）	所属職員の職務上、身分上の監督（法）
任免・分限・懲戒に関する定め		任免・分限・懲戒に関する条例制定、技術的な基準の設定（法）		
研修		研修計画の樹立（法）、果費負担教職員の研修（初任者研修、十年経験者研修等）の実施（法）	果費負担教職員の研修の実施（法）、都道府県の研修へ協力（法）	校内研修の実施
非常勤講師（果費負担を除く。）			任命等（法）	
3. 予算				
予算			各学校への予算配当（委則）	予算の執行（委則）
4. 学校施設の管理				
学校施設の整備	学校施設の建築に要する経費の国庫負担（法）		学校施設の管理、経費の負担（法）	
学校施設の維持管理			学校施設の管理、経費の負担（法）	学校施設の維持管理（委則）
財産処分手続	補助金を受けた施設の財産処分手続きにおける承認（法）		公共施設に転用する場合は、報告で足りる範囲を大幅に拡大している	
目的外使用			目的外使用の許可（委則）	教育委員会規則において、校長の権限としている場合もある
5. 教育課程等				
教育課程	教育課程の基準の設定（法）（学習指導要領等）		教育課程の管理（法）	教育課程の編成（告示） 年間計画の策定、教育委員会への届出（委則） 指導要録の作成等（省令） 課程の修了・卒業の認定（省令）
学年・学期・授業日	修業年限の設定（法）（学年・休業日の設定）		学期及び長期休業日等の指定（政令）	教育委員会規則において、校長の権限としている場合もある
教科書	教科用図書検定（法） 教科書の無償給与（法）	採択についての指導、助言、援助、採択地区の設定（法）	採択（法）	
補助教材			教材の届出または承認（法）	教材の決定（委則）
入転退学			学籍簿の編成、就学前健康診断、就学期日の通知、就学校の指定等（政令）	出席簿の作成等（政令）
就学関係等			学籍簿の編成、就学期日の通知、就学校の指定、出席の督促（政令）	出席状況の把握、出席簿の作成、全課程修了者の通知等（政令、省令）
就学猶予			猶予又は免除の決定（法）	
出席停止			出席停止の命令（法）	
児童・生徒の懲戒				児童・生徒の懲戒（法、省令）
6. 保健等				
保健			就学時の健康診断、伝染病予防のための臨時休業（法） 職員の健康診断（法）	児童生徒の健康診断、伝染病防止のための出席停止、（法）

1 . 教育委員会制度の概要

1 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月 1 ～ 2 回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は 4 年で、再任可。
- 教育長は、教育委員のうちから教育委員会が任命。

《教育委員会の組織のイメージ》



2 教育委員会の設置状況（平成15年5月1日現在 出典：教育行政調査）

	都道府県	市町村等	市	特別区	町	村
教育委員会数 （構成比）	47 -	3365 (100.0%)	677 (20.1%)	23 (0.7%)	1,934 (57.5%)	547 (16.3%)
			全部教育事務組合	共同設置	一部事務組合	広域連合
			1 (0.0%)	7 (0.2%)	175 (5.2%)	1 (0.0%)

3 教育委員の状況（平成15年5月1日現在、報酬は平成14年4月1日現在

出典：教育行政調査、地方公務員給与の実態）

		都道府県	市町村
総 数		232人	13,175人
平均在職年数		3.9年	5.4年
平均年齢		61.9歳	61.9歳
女性の割合		32.3%	24.7%
職 種	医師、教員等	41.4%	18.9%
	会社役員等	39.7%	18.7%
	農林漁業等	1.7%	16.6%
	商店経営等	0.0%	6.4%
	その他	0.9%	4.2%
	無 職	16.4%	35.2%
教職経験者の割合		21.1%	31.6%
保護者の割合		14.7%	13.8%
平均 報酬 （月額）	委員長	252,826円	（市） 82,013円 （町村） 35,744円
	委 員	217,923円	（市） 66,797円 （町村） 28,258円
（注：教育長たる教育委員は除く）			

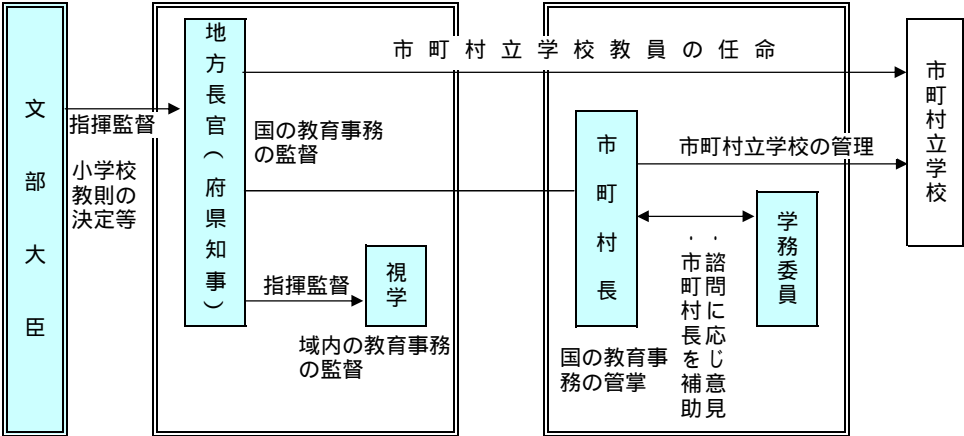
4 教育長の状況（平成15年5月1日現在、報酬は平成14年4月1日現在

出典：教育行政調査、地方公務員給与の実態）

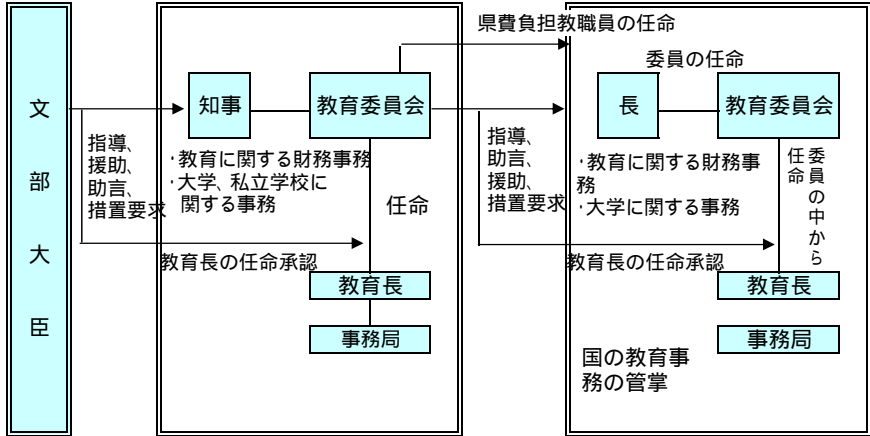
		都道府県	市町村
総 数		47人	3,135人
平均在職年数		2.0年	4.0年
平均年齢		58.7歳	63.6歳
女性の割合		0.0%	2.0%
行政経験者の割合		66.0%	32.5%
教育行政経験者の割合		68.1%	73.0%
教職経験者の割合		27.7%	66.7%
平均報酬（月額）		806,834円	（市） 670,343円 （町村） 558,440円

地方教育行政制度の変遷

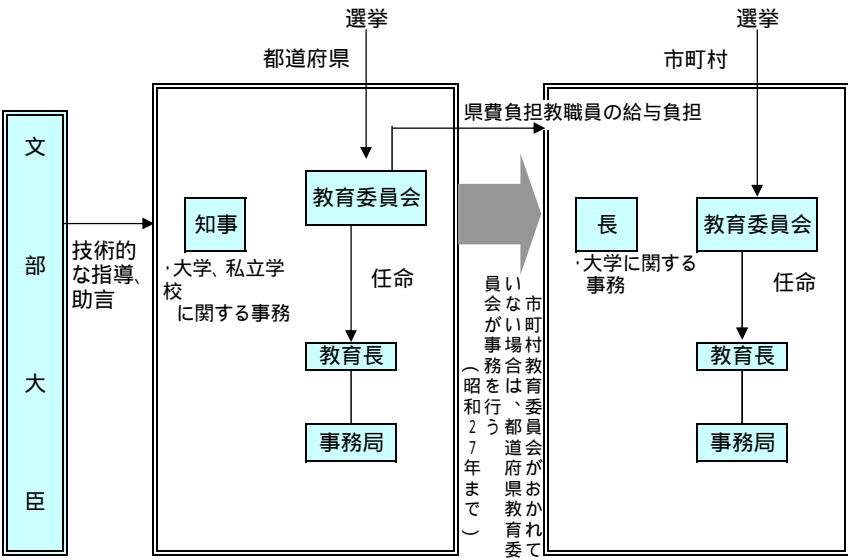
(1) 戦前



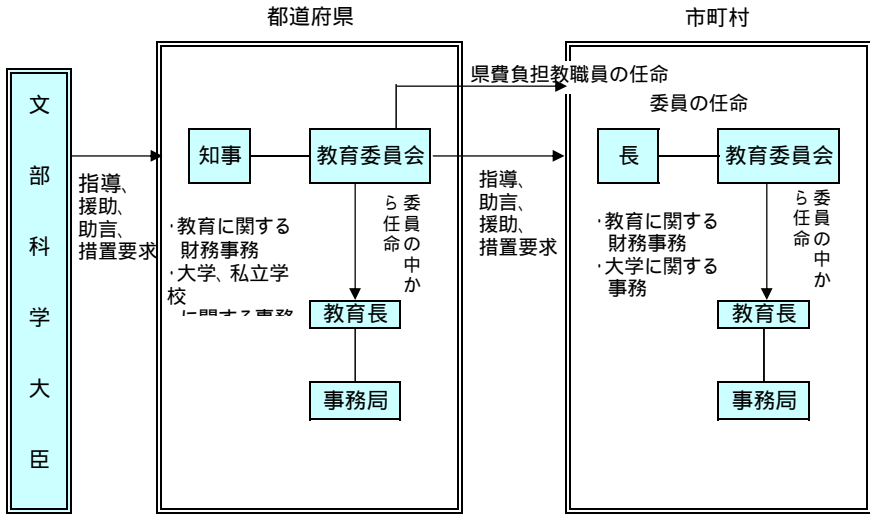
(3) 昭和31年～(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)



(2)昭和23年～(旧教育委員会法)



(4)平成12年～(地方分権一括法による改正)



教育委員会制度の歩みと改革

教育委員会制度創設(昭和23年)

- 教育の地方分権
- 教育行政への民意の反映
- ・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

教育委員公選制等見直し(昭和31年)

- 教育委員の公選制廃止(任命制の導入)
教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消
- 教育長の任命承認制度の導入
教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認
- 教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止
一般行政との調和

教育における「団体自治」を強化(平成11年法改正)

- 教育長の任命承認制度の廃止
地方の責任による教育長の任命
- 指導等に関する規定の見直し
- 市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止
地方の主体性の尊重

教育における「住民自治」を強化(平成13年法改正)

- 教育委員の構成の多様化
(委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。)
地域の多様な意向の反映
- 教育委員会会議の原則公開
教育行政の説明責任を果たす
- 教育行政に関する相談窓口の明示
地域の意見に的確に対応

地域の意向を反映した主体的な教育行政の推進

地方公共団体の責任の拡大(地方分権)

教育委員会制度を巡る議論の経緯

S 6 1 臨時教育審議会（第2次～第4次答申）

教育委員会が一部非活性化している状況を改善するため、教育委員の人選・研修、教育長の任期制・専任制（市町村）の導入、苦情処理の責任体制の確立、適格性を欠く教員への対応、小規模市町村の事務処理体制の広域化、知事部局等との連携について提言。

S 6 2 教育委員会の活性化に関する調査研究協力者会議（報告）

臨時教育審議会答申の趣旨を踏まえ、そこで提言された教育委員会の活性化を図るための諸方策の具体化について検討。教育委員会制度の役割・機能を整理した上で、教育委員の選任、教育長の選任、教育委員会の運営、事務処理体制の在り方、地域住民の意向等の反映、首長部局等との連携等の項目について具体的方策を提言。

S 6 2 教育委員会の活性化について（文部省局長通知）

H 8 ～ 地方分権推進委員会（第1次～第5次勧告）

国と地方の関係について、機関委任事務を廃止し自治事務と法定受託事務に整理するとともに、必置規制や補助金等の個別事項について見直しを勧告。教育委員会関係では、教育長の任命承認制度の廃止、文部大臣と都道府県教委・市町村教委との関係の見直し等について勧告。その後、地方分権推進委員会の勧告を受け、地方分権推進計画を閣議決定（平成10年）。

H 9 21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議

地方教育行政制度の見直しにあたっての論点を整理。論点を、学校と教育委員会の関係、国、都道府県、市町村の関係、地域住民と教育委員会・学校との関係、教育委員会の事務処理体制、地域コミュニティの育成と地域振興、の柱にそって整理。

H 1 0 中央教育審議会（答申「今後の地方教育行政の在り方について」）

教育行政における国と地方の役割分担、教育委員会制度の在り方等について広範に議論。教育長の任命承認制度の廃止を提言。また、学校の自主性・自律性の確立のため、校長・教頭の任用資格の見直し、学校裁量の拡大や学校評議員、学校評価について提言。

地方分権一括法による地教行法の一部改正（平成12年4月施行）

教育長の任命承認制度の廃止

地方公共団体の人事に国や都道府県が外部から関与することを改める観点から、教育長の任命に文部大臣や都道府県教育委員会の承認を必要とする任命承認制度を廃止。

指導等に関する規定の見直し

地方公共団体の判断を過度に制約することのないよう、地方公共団体に対する指導、助言、援助に関する規定を見直し。

都道府県の基準設定の廃止

市町村の自主性・主体性を尊重する観点から、市町村立学校の管理運営に関する基準を都道府県教育委員会が定めることができる制度を廃止。

H 1 2 教育改革国民会議（報告）

親の参加や年齢・性別など教育委員の構成の多様性を担保するとともに、会議の原則公開と情報開示の制度化を提言。

地教行法の一部改正（平成14年1月施行）

教育委員の構成の多様化

教育委員の任命に当たり、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるように努める。

教育委員会会議の原則公開

教育委員会の会議を原則公開。

教育行政に関する相談体制の整備

教育行政に関する相談窓口を明示。

教育委員会の現状に関する調査（抄）

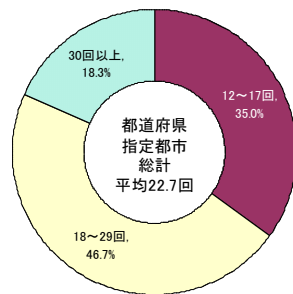
1. 調査の概要

実施時期：平成15年 7 月18日～ 8 月 8 日

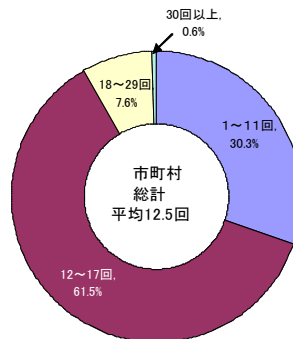
調査対象：全都道府県・指定都市教育委員会、全市町村等教育委員会

対象期間：平成14年度間の状況

2. 教育委員会会議の開催回数

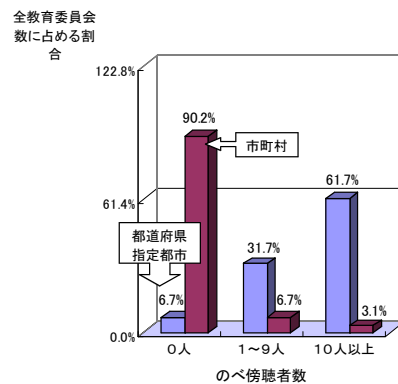


＜都道府県：内訳の平均＞
定例会 13.5回、臨時会4.1回、
委員協議会等5.2回

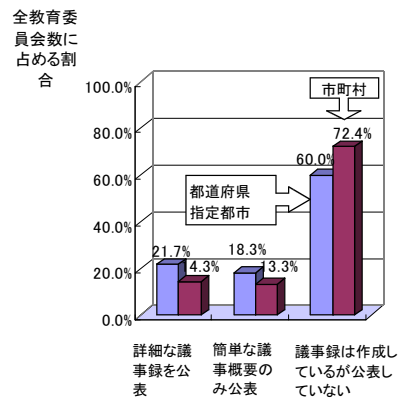


＜市町村：内訳の平均＞
定例会 8.8回、臨時会2.9回、
委員協議会等0.9回

3. 教育委員会の会議の傍聴者数、議事録の公表



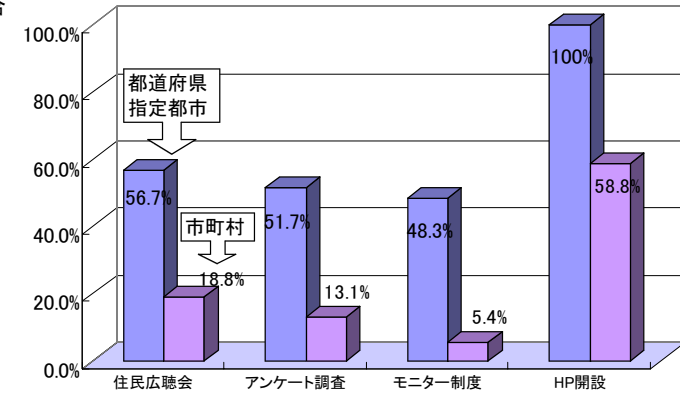
注) 無回答は「0人」としてカウント。



注) 無回答は「作成するが公表せず」としてカウント。

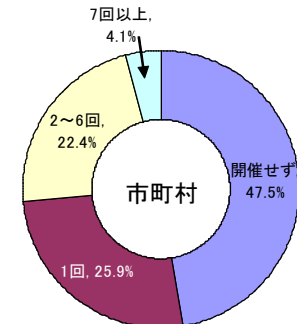
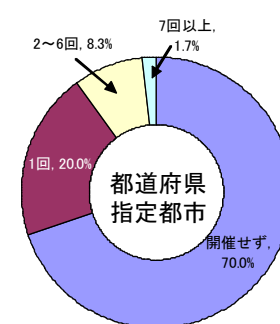
4. 住民広聴会等の実施状況

全教育委員会に占める割合

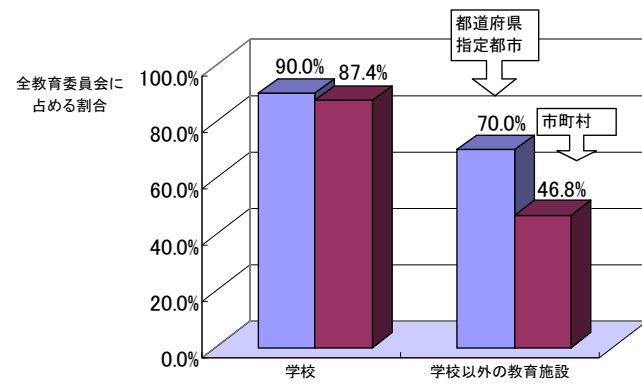


注) 首町部局と合同等で実施しているものを含む。

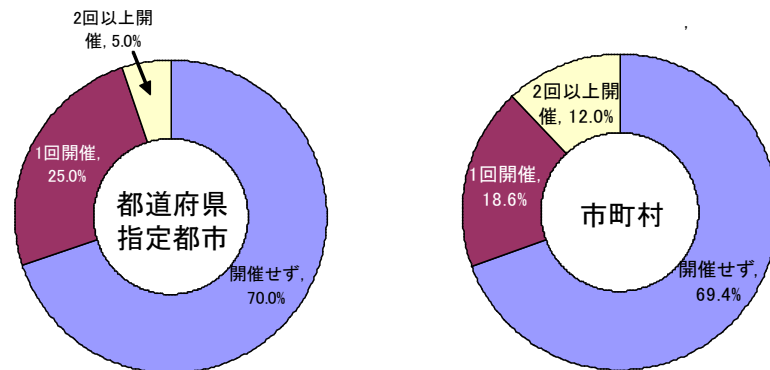
5. 校長会・教頭会との意見交換の実施状況



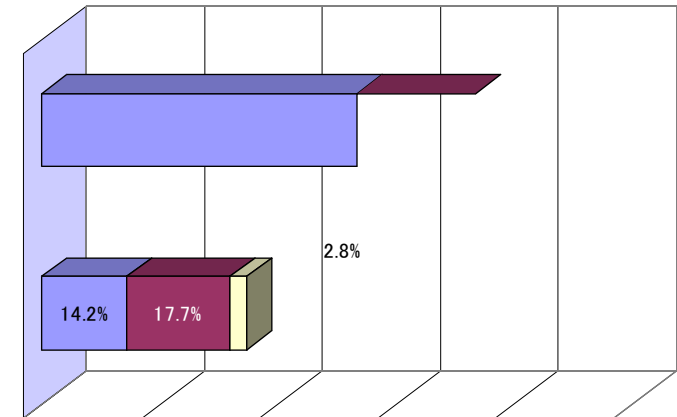
6. 教育委員の施設訪問の実施状況



7. 教育委員と首長との意見交換会の実施状況



8. 教育委員会が独自に策定した中長期的な計画



9. 教育行政に関する政策評価の実施状況

教育委員会制度及び県費負担教職員制度の運用実態に関する調査

(抄)

1. 調査の概要

主体：教育委員会制度調査研究会（代表：堀和郎筑波大学教授）

対象：市区町村（町村は半数抽出）へのアンケート調査

教育委員会の教育長——（送付数 1,998、回答数 1,407、回収率 70.4 %）
 “ 教育委員長（送付数 1,998、回答数 1,370、回収率 68.6 %）
 市区町村長——（送付数 1,914、回答数 1,289、回収率 67.3 %）

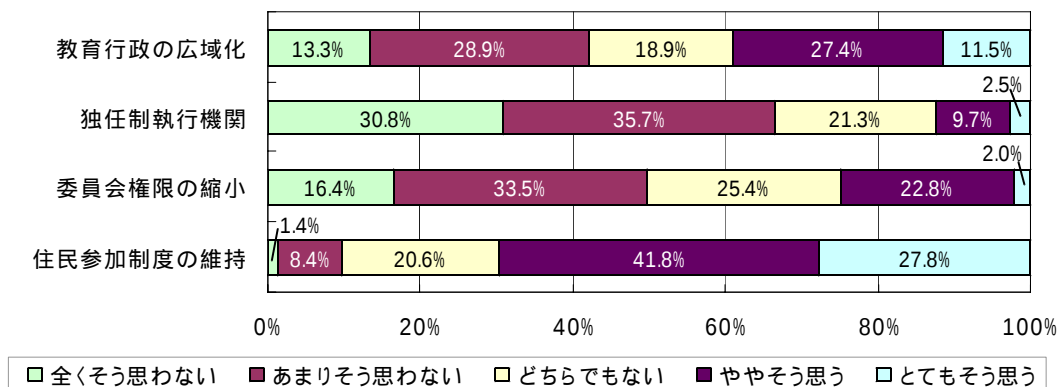
その他、都道府県へのアンケート調査、市町村長への面接調査も実施

期間：平成16年7月～8月

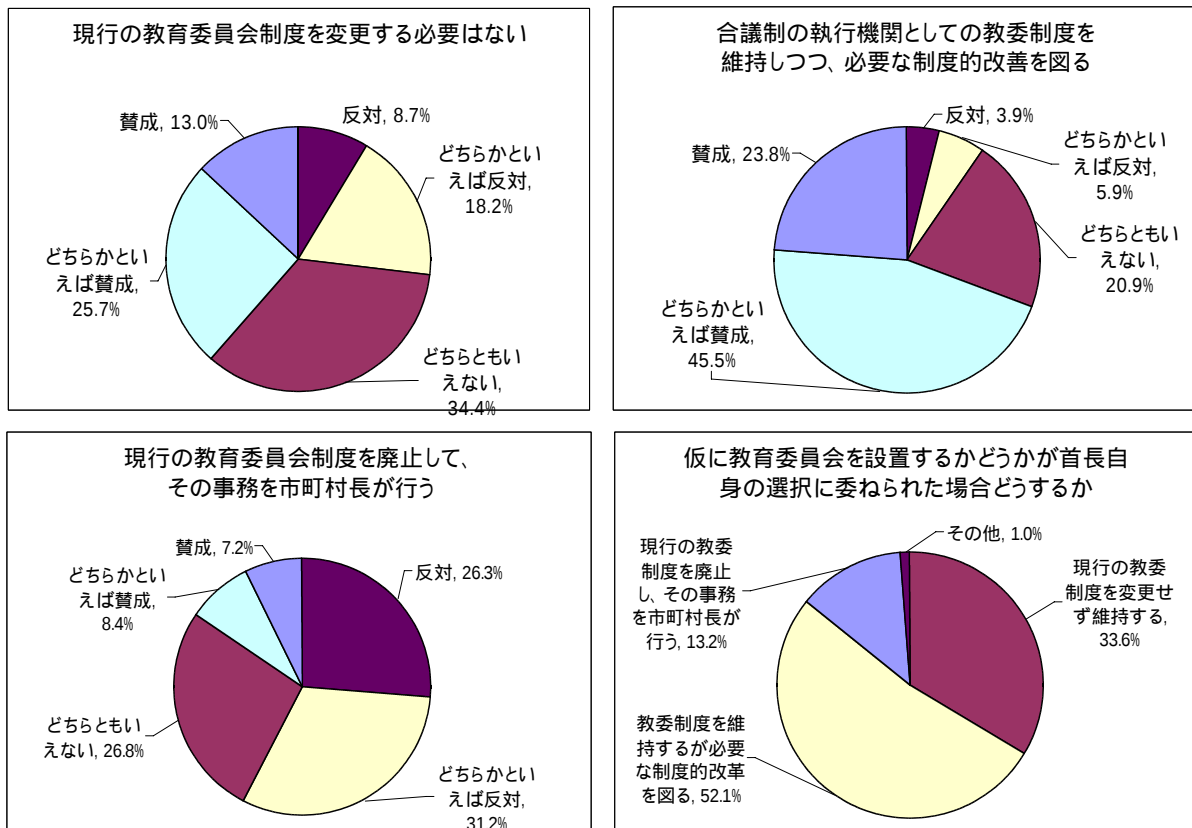
2. 調査結果の概要（抄）

教育委員会制度をめぐる今後の方向性と改革課題

○教育委員会制度の課題（市町村教育委員長へのアンケート調査）



○今後の地方教育行政や教育委員会制度の在り方（市町村長へのアンケート調査）



3．行政委員会制度の概要

1．概要・理念

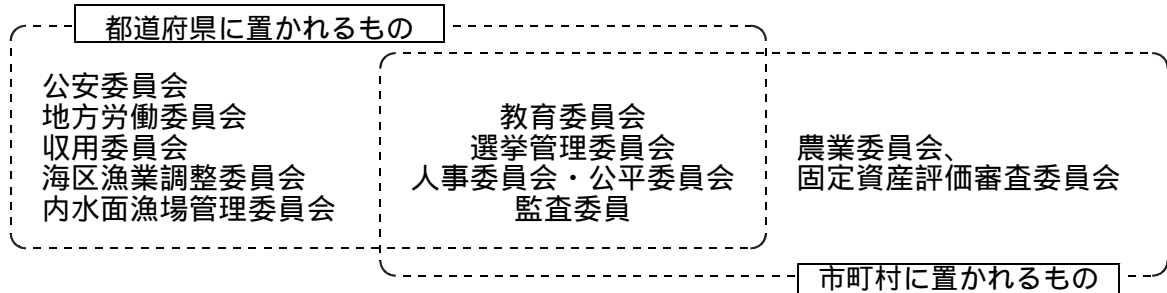
地方公共団体の執行機関としては、公選制による首長のほか、次のような趣旨から、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。（執行機関多元主義）

1 機関への権力の集中を排除し、行政運営の公正妥当を期する
それぞれの機関の目的に応じ、行政の中立的な運営を確保する（ ）
住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保する

中立的運営の確保の例

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 政治的中立性を確保 | ：教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会 |
| (2) 公平、公正な行政を確保 | ：人事委員会・公平委員会、監査委員 |
| (3) 利害関係の調整 | ：地方労働委員会、農業委員会 |
| (4) 審判手続等の慎重さを確保 | ：収用委員会、固定資産評価審査委員会 |

2．行政委員会の種類



3．行政委員会の主な特徴

数人の構成員からなる合議制の機関
委員の構成について一定の配慮が行われるとともに、委員の身分を保障
権限行使について首長から独立性を有し、自らの判断と責任において事務を執行
規則制定権を有するほか、審判、裁定等を行う権限を有するものもある

4．地方公共団体の一体的な行政を確保する仕組み

地方公共団体の執行機関は、長の所轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する機関によって系統的に構成し、相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにしなければならないものとされている。（地方自治法第 138 条の 3）

制度的には、以下のような仕組みにより保障している。

予算の調製・執行等、議会の議決案件の議案の提出については、委員会は原則として権限を有しない。（地方自治法第 180 条の 6）
委員会事務局の組織、職員定数、職員の身分取扱いについて、首長が勧告権を有するとともに、委員会が事務局の局部課の新設等についての規則を制定・変更する場合には、あらかじめ首長に協議しなければならない。（地方自治法第 180 条の 4）
委員会の予算執行、公有財産の取扱いに関し、首長が調査権等を有する。（地方自治法第 221 条、第 238 条の 2）
首長と委員会は、それぞれの事務について、他の執行機関への委任、又は補助執行、職員の兼職等が可能。（地方自治法第 180 条の 2、第 180 条の 3、第 180 条の 7）

地方公共団体に置かれる行政委員会の比較

機関名	置く地方公共団体	目的等	委 員				
			定数等()	要件・任命	構成	任期	備考(中立性等)
教育委員会	都道府県市町村	・学校その他の教育機関の管理 ・学校の組織編成、教育課程、教科書等、教職員の身分取扱い等に関する事務 ・社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務	5人 (町村は3人、都道府県・指定都市は6人とすることができる) (ただし、教育長となる場合は常勤)	・首長の被選挙権を有し、 ・人格高潔、教育・学術・文化に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が任命	・年齢、性別、職業等に著しい偏りがないよう配慮、 ・保護者が含まれるよう努める	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
選挙管理委員会	都道府県市町村	当該地方公共団体、国その他の公共団体の選挙に関する事務	4人	・選挙権を有し、 ・人格高潔、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから ・議会が選挙		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
人事委員会 公平委員会	都道府県市町村 15万人以下市町村等は公平委員会	・人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等 ・職員の競争試験、選考 ・勤務条件に関する措置要求、不利益処分の審査 ・その他	3人 (人事委員会の委員は、常勤とすることも可能)	・人格高潔、地方自治の本旨・民主的で能率的な事務処理に理解を有し、人事行政に関し識見を有する者のうちから ・議会同意を得て ・首長が選任		・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	・委員のうち2人が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
監査委員	都道府県市町村	・地方公共団体の財務に関する事務の執行 ・地方公共団体の経営に係る事業の管理	・都道府県・25万人以上の市：4人 ・他の市：2～3人 ・町村：1人 (識見を有する者から選任されるものに常勤を含む場合もある)	・人格高潔、財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者、 ・及び議員から ・議会同意を得て ・首長が選任	議員から選任される者の数は、 ・定数4人の場合1～2人 ・それ以外は、1人	・議員から選任されるもの：議員の任期 ・それ以外：4年	
公安委員会	都道府県	都道府県警察の管理	・都道府、指定都市を包含する県(指定県)は5人 ・その他の県は3人	・議会の議員の被選挙権を有し、 ・任命前5年間に警察・検察の職業的公務員の前歴のない者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命	道・府・指定県については、2人は指定都市の議会同意を得て市長が推薦した者	・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・2回に限り再任可能	・委員の過半数が同一政党に属することはできない ・すべての委員が同時に身分を失わないよう措置
地方労働委員会	都道府県	・労働組合の資格に関する証明 ・不当労働行為に関する調査、審問、命令 ・労働争議についての斡旋、調停、仲裁 ・その他労働に関する事務の執行	・東京都：39人 ・大阪府：33人 ・北海道、福岡県：27人 ・神奈川県、愛知県、兵庫県：21人 ・その他：15人 (条例で委員6人の増加、公益委員2人以内の常勤化が可能)	・使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、 ・労働者委員は労働組合の推薦に基づき、 ・公益委員は使用者委員・労働者委員の同意を得て、 ・知事が任命	使用者委員、労働者委員、公益委員について、各同数	・2年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	公益委員のうち一定数(6/13人～2/5人等)は、同一政党に属することはできない

機関名	置く地方 公共団体	目的等	委 員				
			定数等	要件・任命	構成	任期	備考(中立性等)
収用委員会	都道府県	土地の収用に関する採決その他の事務	7人 (ほか、2人以上の予備委員を置かなければならない) (東京都、大阪府、兵庫県は1名の委員を常勤とすることができる)	・法律、経済、行政に関しすぐれた経験・知識を有し、 ・公表の福祉に関し公正な判断が可能な者のうちから ・議会同意を得て ・知事が任命		・3年 ・委員の欠員により就任した予備委員の任期は前任者の残任期間 ・再任可能	
海区漁業調整委員会	都道府県	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・海区の区域内の漁業に関する事項の処理	15人 (農林水産大臣が指定する海区については、10人)	・(選任による委員) 学識経験者、公益代表は、知事が選任 (選挙による委員) ・海区に沿う市町村の区域に住所等を有する者で、漁業等に従事するものとの間の選挙	・選任による委員 ：学識経験者4人 ：公益代表者2人 ・選挙による委員 9人 (指定海区の場合は、それぞれ3人、1人、6人)	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
内水面漁場管理委員会	都道府県	・漁業調整のため必要な指示その他の事務 ・内水面における漁業に関する事項の処理 ・その他	10人 (農林水産大臣は、特定の委員会について別段の定めをすることが可能)	・内水面で漁業を営む者の代表、 ・水産動植物の採捕する者の代表、 ・学識経験者 ・それぞれのうちから知事が選任	・内水面で漁業を営む者の代表 ・水産動植物の採捕する者の代表 ・学識経験者	・4年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	
農業委員会	市町村	・自作農の創設、維持 ・農地等の利用関係の調整 ・農地の交換分合 ・その他	農地面積等に応じた委員数の範囲内で条例で定める (選挙による委員・最大40人)ほか、選任による委員が複数名 (平成12年10月1日現在の全国平均 18.4人)	・(選任による委員) 右記の者ごとに市町村長が選任 ・(選挙による委員) 農業委員会の区域に住所等を有する者で、一定面積以上の農地で耕作するもの等の間の選挙	選任による委員については、 ・農業協同組合、農業共済組合が組合ごとに推薦した理事・1人ずつ ・及び学識経験者：5人以内	・選任による委員は、選挙による委員の任期満了の日まで ・選挙による委員は、3年	
固定資産評価審査委員会	市町村	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定その他の事務	3人以上	・市町村の住民、市町村税の納税義務がある者 ・又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、 ・議会同意を得て、 ・市町村長が選任		・3年 ・補欠の委員の任期は前任者の残任期間	

委員の勤務は、特段の記述がない場合は、非常勤である。(次ページ以降同じ)

諸外国の教育行政制度

		日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓 国
教育行政機関	国	○文部科学省	○連邦教育省	○教育技能省	○国民教育・高等教育・研究省	○連邦教育研究省 (主として高等教育を担当)	○教育人的資源部
	地方	○都道府県教育委員会(私学、大学については知事) ○市町村教育委員会	○州: 州教育委員会 ○学区: 学区教育委員会	○参事会教育専門委員会(地方教育担当局。以下「LEA」とする。)	○地域圏: 大学区総長 ○県: 大学区視学官 ○市町村: 国民教育視学官	○州: 文部省 ○県学校部 ○郡学校部 ○市町村	○広域市・道: 教育委員会、教育監 ○区・郡・市: 教育長
国と地方の役割関係		○国は、全国的な政策、制度、基準等を定め、地方に対し、指導、助言、援助を行う。 ○都道府県は、高等学校を設置・管理し、市町村に対し指導、助言、援助を行う。 ○市町村は、小中学校を設置・管理。	○連邦は教育研究・開発、情報の収集・分析・提供等を行う。 ○州はそれぞれ独自に州内の教育を統括し、教育の基本的な枠組みや基準の設定を行う。 ・義務教育年限、年間授業日数等学校教育活動に関する大綱的な枠組みの決定 ・教員等の免許・資格認定 ・教育課程の基準の設定、学力評価事業の実施 ・ハイスクールの卒業要件の決定 ○学区は初等中等学校の設置・日々の管理運営を行う。 ・義務教育の実施 ・学校の設置及び校舎の建設 ・教員雇用及び教職員の学校への配置 ・児童生徒の就学すべき学校への振り分け	○国はLEA及び学校に対し、統制・指揮権を有する。学校間格差の是正の観点から、教育水準局の監査などの結果に基づいて、国が直接学校に介入することもある。 ○LEAは初等中等学校を設置・管理する。実質的には、学校理事会に権限の多く委譲しており、各学校に対するサポート役、セーフティネットの役割。 ・学校の水準、効率性をモニターする役割と生徒の達成度を高めるために助言、援助を行う。 ・財務や人事に関する特別な業務を提供する。 ・施設の建設・維持管理、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応等を行う。	○国は教育課程の基準の設定、学位・資格の交付条件の設定、教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。 ○地方は学校の建設・修理等の条件整備に限定。 ○行政事務の大半を国の出先機関が担当している。 ○地域圏議会議長は地域圏としての教育計画、職業教育推進地域計画の策定、リセの設置・施設整備・運営、職業教育等を行う。 ○県議会議長はコレージュの設置・施設整備・運営等を行う。 ○市町村長は小学校の設置・施設整備・運営等を行う。	○連邦は初等中等教育に関する権限を有せず、各州間の調整は各州文部大臣会議によって行われる。 ○州は初等中等教育に関する学校制度・教育課程の基準を設定し、県・郡・各学校を監督。 ○州: 文部省 ・就学年齢の設定 ・義務教育年限の制定 ・教育目標の設定 ・教育課程の基準 ・視学を通じた学校監督 ・ギムナジウム修了資格の設定 ・教科書の認可 ・公立学校の教員の採用 等 ○県学校部においては州から視学が配置されギムナジウム、実科学校、職業教育学校を監督する。 ○郡学校部においては州から配置された視学が基礎学校、ハウプトシュULEを監督する。	○国は教育課程の基準の設定、校長や教員の任用等、広範な領域にわたり権限を有する。(その他の権限: 就学年齢、義務教育年限、学校組織や施設に関する基準の設定) ○地方は公立学校の設置・廃止の決定などを行う。 ○広域市・道の教育委員会は教育・科学・技術・体育その他学芸に関する事項を審議し議決する。教育委員会は教育監が行う執行業務に対して直接指示命令はできないが、行政事務監査及び調査、是正質問、請願処理の要求、教育・学芸に関する建議・勧告などを行う権限がある。

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓 国
学 校 の 管 理 ・ 運 営	○市町村教育委員会は、公立小中学校を管理。 ○都道府県教育委員会は、公立高等学校を管理。 ○学校の施設、組織編制、教育課程等の管理運営の基本事項について教育委員会規則を定めることを法律上規定。	○学区教育委員会が初等中等学校を管理。	○L E Aは初等中等学校を管理する。実質的には保護者、校長、L E A代表などからなる学校理事会が大きな権限を有する。（予算の運用権、教員の実質的な任用権等） ○学校理事会は学校のビジョン、方向性を形作り、校長などをサポートすること等により、学校がその責務を果たせるよう努める。教職員人事（解雇権を含む）をおこなうが、法律上の問題が発生した場合にはL E Aが対応する。	○市町村は小学校を設置し、県は中学校を設置し、地域圏が高等学校を設置する。 ○国は各地方に視学官を配置し各学校を直接管理。 ○学校運営に保護者・住民や生徒の意向を反映させる制度が設けられている。（小学校の場合：学校評議会が設置されており、校則、授業時間等について校長の諮問を受け、決定。） ○中・高校の管理評議会には保護者がメンバーとして入りその意思を学校運営に反映させている。	○基礎学校、ハウプトシューレ、特殊学校は市町村が設置するが、教育内容等の監督は、郡学務部が行う。 ○ギムナジウム、実科学校、商業教育学校は郡が設置するが、教育内容等の監督は、県学校部が行う。 ○州により異なるが、保護者や生徒の意向を反映させる「学校会議」等が州法上、設けられている。	○学校政策決定の民主性、合理性、効率性を確保して学校教育目標達成に寄与するため、保護者、教員、地域住民が参画する学校運営委員会が設置されており、学校運営に関連する重要な意思決定を行う。
教 育 課 程	○国が定める教育課程の基準に従い、都道府県・市町村教育委員会の指導、助言の下で、各学校において教育課程を編成する。	○州が定める教育課程の基準に従い、各学区教育委員会が教育課程の基準を作成し、それをふまえて各学校が教育課程を編成する。	○国が定める全国共通カリキュラムの枠組み下で、各学校が教育課程を編成する。	○国が定める教育課程の基準に従い、大学区総長等の指揮・監督の下に、各学校が教育課程を編成する。	○州が定める教育課程の基準に従い、県や郡の監督の下に、各学校が教育課程を編成する。	○国が定める基本的な事項に従い、教育監が地域の実情に適合した基準と内容を定め、それに従って各学校が教育課程を編成する。
教 員 の 身 分	○教員は都道府県が雇用。 ○小、中学校教員については、都道府県が任命権を、市町村が服務監督権を持つ。給与は、都道府県が負担するが、国が1/2を補助。 ○高等学校教員については、設置者が任命監督し、給与も負担する。	○教員は学区が雇用。 ○学区教育委員会が任命権及び服務監督権を有する。 ○給与は主に州及び学区が負担。	○教員は地方教育当局が雇用。 ○学校理事会は必要な教員数を定めるほか、その募集、選考、配置など実質的に教員を任免。 ○教員の懲戒は学校理事会が行う。 ○給与は国及び地方教育当局が負担。	○教員は国が雇用。 ○給与は国が負担。	○教員は州が雇用。 ○州が任命権、服務監督権を有する。 ○給与は州が負担。	○教員は国が雇用。その任用は教育人的資源部長官の委任を受けた教育監が行う。 ○給与は国が負担。

教育長に関する制度の変遷の概要

都道府県					改正等	市町村				
任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇		任命方式	適材確保	勤務形態		身分・待遇
		兼職	任期					兼職	任期	
教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職	昭和23年教育委員会法	教育委員会が任命	(免許法施行まで経過的に任用資格制)	委員とは兼職しない	任期制	一般職
	免許制				昭和24年		免許制			
							(昭和27年 市町村への教育委員会の全面設置)			
	任用資格制				昭和28年		(助役と兼職が可能)	(助役と兼職が可能)		(兼職なら特別職)
					昭和29年		任用資格制			
							(行政の総合化、財政の効率化等をめぐる論議)			
	任命承認制		任期なし		昭和31年地方教育行政法	委員のうちから教育委員会が任命	任命承認制	必ず委員と兼ねる	委員として任期制	委員として特別職
					昭和62年臨教審答申等		(教育委員会の活性化をめぐる論議)			
			任期制		昭和63年地方教育行政法改正案(廃案)	原則、委員のうちからの選任を廃止		委員と兼職しない(選択的に可能)	専任でも任期制	一般職(兼職なら特別職)
					平成10年中教審答申等		(都道府県と市町村の役割分担等をめぐる論議)			
委員のうちから教育委員会が任命	議会同意制	必ず委員と兼ねる(委員長との兼職は禁止)	委員として任期制	委員として特別職	平成11年地方分権一括法による改正		議会同意制	必ず委員と兼ねる(委員長との兼職を禁止)		

注) 昭和24年は教育職員免許法、昭和28年は地方自治法の改正、昭和29年は教育職員免許法等の改正。

注) 昭和28年の助役との兼職を可能とする措置は、昭和31年度末まで。

教育委員会と首長との権限分担について

	教 育 委 員 会	首 長
市町村	○ 学校教育に関する事務 ・ 市町村立学校（<u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>幼稚園</u>など）の設置・管理 ・ 学校教育事業の実施（学校の組織編制、教育課程、教科書採択、児童生徒の入退学、生徒指導、保健衛生、教職員の研修、施設設備の整備） ○ 社会教育に関する事務 ・ <u>公民館</u>、<u>図書館</u>、<u>博物館</u>などの設置・管理、事業の実施 ○ 文化に関する事務 ・ 文化財の保存・活用 ・ 文化施設の設置・管理、事業の実施 ○ スポーツに関する事務 ・ スポーツ施設の設置、管理、事業の実施	○ 学校教育に関する事務 ・ 大学の設置・管理 ○ 財務に関する事務 ・ 教育財産の取得・処分に関する事務 ・ 契約を締結する事務 ・ 予算を執行する事務
都道府県	○ 学校教育に関する事務 ・ 県立学校（<u>高等学校</u>、<u>特殊教育諸学校</u>など）に関する事務（同上） ・ 市町村の行う学校の設置管理に関し、 ・ 高等学校、幼稚園などの設置廃止の認可 ・ 県費負担教職員の人事・研修、幼稚園教諭の研修 ・ 教科書採択地区の設定 ○ 社会教育に関する事務 ・ <u>図書館</u>、<u>博物館</u>などの設置・管理、事業の実施 ・ 博物館の登録・審査 ○ 文化に関する事務（同上） ○ スポーツに関する事務（同上） ○ 教育に関する法人に関する事務（右記を除く）	○ 学校教育に関する事務 ・ 大学の設置・管理 ・ <u>私立学校の所轄（私立小・中・高等学校、私立幼稚園の設置廃止の認可）</u> ○ 財務に関する事務 ・ 教育財産の取得・処分に関する事務 ・ 契約を締結する事務 ・ 予算を執行する事務 ○ 教育に関する法人に関する事務 ・ 学校法人の所轄 ・ 宗教法人の所轄

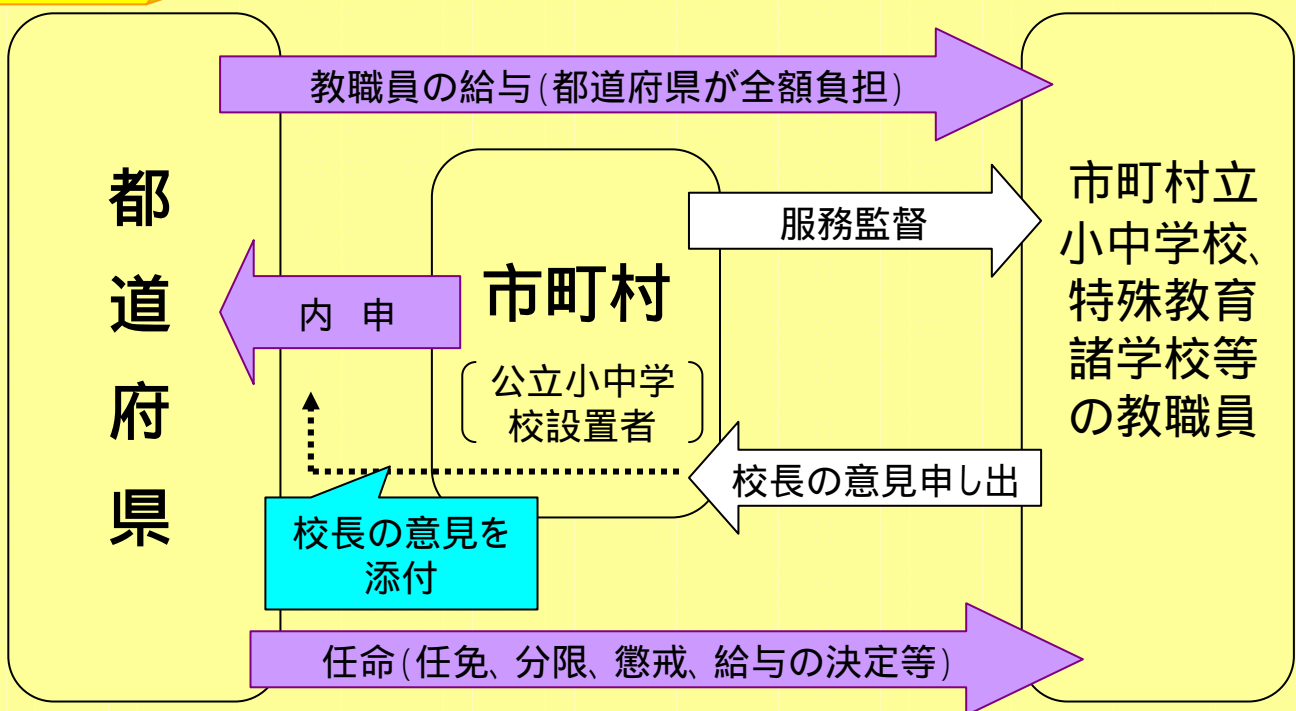
4. 県費負担教職員制度について

1. 趣旨・目的

市町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については、義務的経費であり、かつ、多額であるため、例外的に、市町村より広く財政力が安定している都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

都道府県が人事を行うこととし、任命権と給与負担の調整を図ることとあわせて、身分は市町村の職員として地域との関係を保たせながら、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

2. 概要



市町村の内申

都道府県は市町村の内申をまって人事を行うこととされている。

これにより、都道府県が市町村の内申なく人事を行うことは原則としてできない。
また、都道府県は市町村の内申を尊重する必要がある。

校長の意見

校長の意見の申し出があった場合、市町村の内申にその意見を添付することとされており、これにより、校長の意見の反映が図られている。

なお、指定都市は、給与は負担していないが、教職員の任免に関する事務を行う。

公立小中学校の教職員人事における都道府県と市町村との関係について

都道府県	給与負担
	- 任命等 - 採用 - 異動 - 分限、懲戒
一般の市町村	- 勤務評定の計画 - 勤務条件に関する条例の制定 - 給与、勤務時間 - 任命、分限、懲戒に関する条例の制定、技術的基準の設定
	- 研修の実施 - 初任者研修 10年経験者研修 - 研修計画の樹立
	- 人事に関する意見具申 - 服務監督 - 勤務評定の実施 - 研修の実施 - 非常勤講師（県費負担教職員除く）等の任命等、給与負担

都道府県	給与負担
	- 任命等 - 採用 - 異動 - 分限、懲戒
政令指定都市	- 勤務評定の計画 - 勤務条件に関する条例の制定 - 給与、勤務時間 - 任命、分限、懲戒に関する条例の制定、技術的基準の設定
	- 研修の実施 - 初任者研修 10年経験者研修 - 研修計画の樹立
	- 服務監督 - 勤務評定の実施 - 研修の実施 - 非常勤講師等の任命等、給与負担

都道府県	給与負担
	- 任命等 - 採用 - 異動 - 分限、懲戒
中核市	- 勤務評定の計画 - 勤務条件に関する条例の制定 - 給与、勤務時間 - 任命、分限、懲戒に関する条例の制定、技術的基準の設定
	- 研修の実施 - 初任者研修 10年経験者研修 - 研修計画の樹立
	- 人事に関する意見具申 - 服務監督 - 勤務評定の実施 - 研修の実施 - 非常勤講師（県費負担教職員除く）等の任命等、給与負担

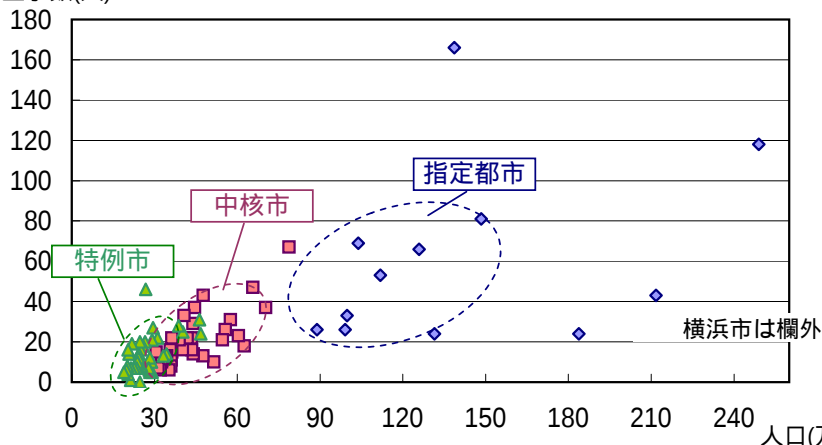
5. 指定都市・中核市・特例市、市町村合併

指定都市・中核市・特例市について

	指定都市	中核市	特例市
概要 詳細次紙	都道府県が処理する事務のうち、 ・民政行政に関する事務、 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務 などを処理する。	指定都市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的な事務等を除き処理する。	中核市が処理する事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的な事務等を除き処理する。
指定の要件	・人口50万以上	・人口30万以上 ・(人口が50万未満の場合は、100km ² 以上の面積)	・人口20万以上
指定の手続	・人口その他都市としての規模、行財政能力等の実態により政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・都道府県の同意、関係議会の議決が必要	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・都道府県の同意、関係議会の議決が必要
市の数	札幌市など、 13市	旭川市など、 35市	函館市など、 40市
人口 1	平均： 1,568,451人 最多：横浜市 3,466,875人 最少：千葉市 888,735人	平均： 440,998人 最多：堺市 787,374人 最少：宮崎市 306,325人	平均： 269,877人 最多：川口市 467,971人 最少：甲府市 189,498人
学校数 (小・中) 2	平均： 262校 (小 180、中 81) 最多：横浜市 498校 (小 353、中 145) 最少：さいたま市 134校 (小 86、中 48)	平均： 83校 (小 56、中 26) 最多：堺市 130校 (小 90、中 40) 最少：宮崎市 53校 (小 35、中 18)	平均： 48校 (小 32、中 16) 最多：川口市 71校 (小 47、中 24) 最少：大和市 28校 (小 19、中 9)
児童生徒数 (小・中)	平均： 121,686人 最多：横浜市 - 254,790人 最少：千葉市 - 70,929人	平均： 37,419人 最多：堺市 - 63,927人 最少：宮崎市 - 24,540人	平均： 22,781人 最多：川口市 - 37,956人 最少：甲府市 - 14,774人
教員数 (小・中)	平均： 6,365人 最多：横浜市 - 13,138人 最少：千葉市 - 3,736人	平均： 2,024人 最多：堺市 - 3,320人 最少：川崎市 - 1,368人	平均： 1,201人 最多：川口市 - 1,821人 最少：甲府市 - 843人
事務局職員数 3	平均： 325人 最多：さいたま市 - 675人 最少：川崎市 - 179人	平均： 184人 最多：熊本市 - 863人 最少：宮崎市 - 65人	平均： 117人 最多：福井市 - 384人 最少：岸和田市 - 46人
うち、指導主事の数	平均： 58人 最多：京都市 - 166人 最少：川崎市 - 23人	平均： 21人 最多：堺市 - 67人 最少：富山市、高槻市 - 6人	平均： 14人 最多：八尾市 - 46人 最少：水戸市 - 0人

【参考】都市類型と人口・指導主事数の関係

指導主事数(人)



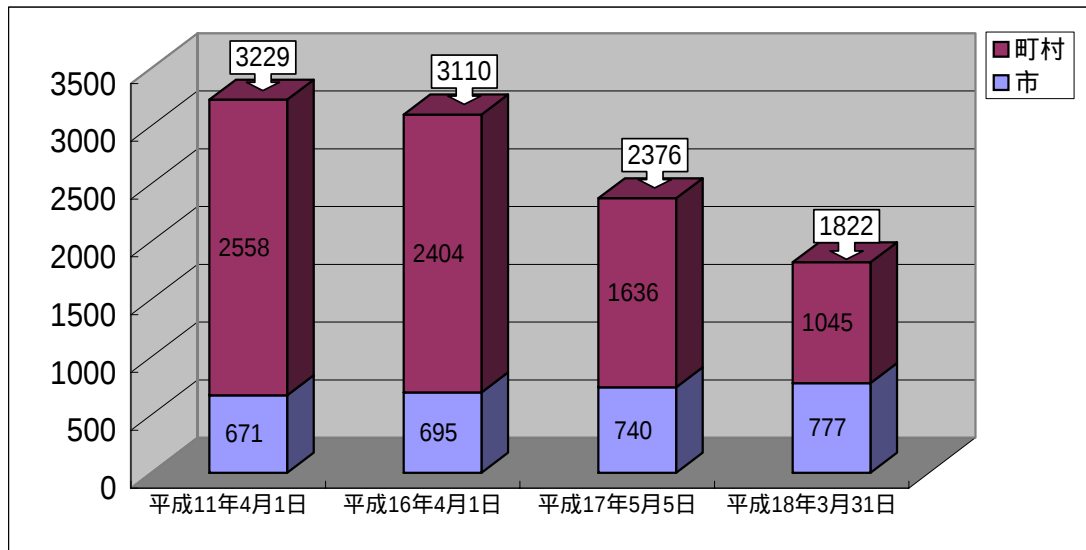
1.....
住民基本台帳人口
(平成15年3月31日現在)

2.....
文部科学省調べ
(平成15年5月1日現在)
一部、四捨五入により合計
が一致しないものがある。

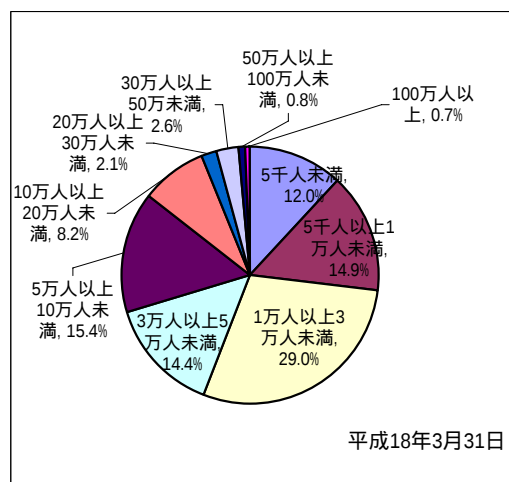
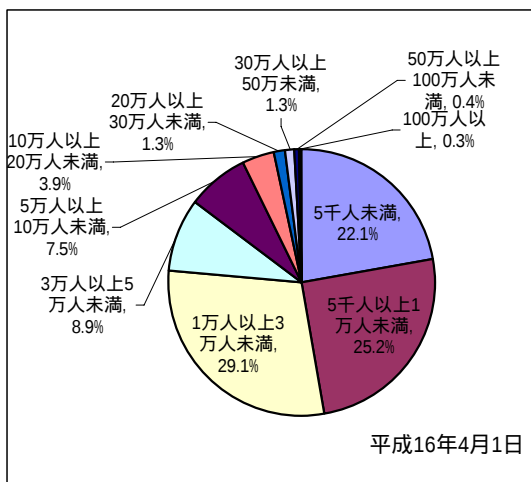
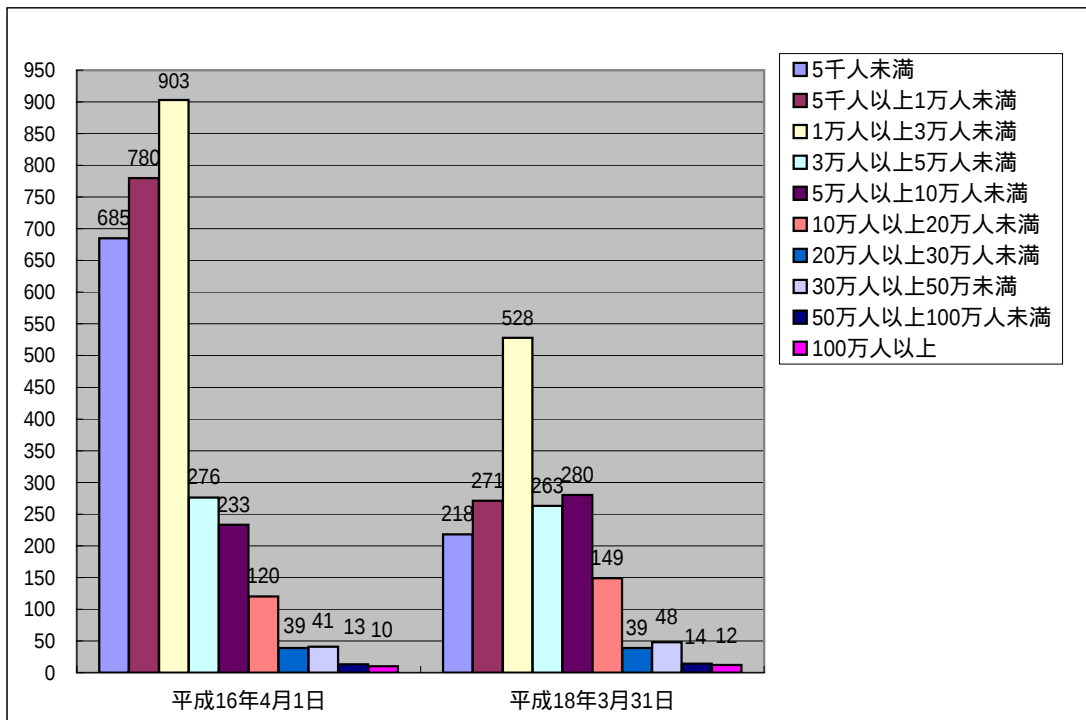
3.....教育委員会の現状
に関する調査
(平成15年5月1日現在)
・指導主事には充て指導
主事を含む。
・また、非常勤職員等を含
めている場合がある。

合併に伴う市町村数の推移

1. 市町村数の推移



2. 規模別市町村数の推移



指導主事等の配置状況について

○ 指導主事

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

○ 充て指導主事

指導主事については、その職務が教員の職務内容と密接な関係があるため、大学以外の公立学校教員をもって指導主事に充てることができる（地教行法第19条第4項）。指導主事の職務に従事している間、その教員は、教員の職務に従事しない。これを「充て指導主事」という。

（１）都道府県教育委員会における指導主事及び充て指導主事数（人）

	9年度	10年度	11年度	13年度	15年度
指導主事	1118	1131	1122	1126	1191
充て指導主事	3599	3562	3523	3505	3443

（２）市町村教育委員会における指導主事及び充て指導主事数（人）

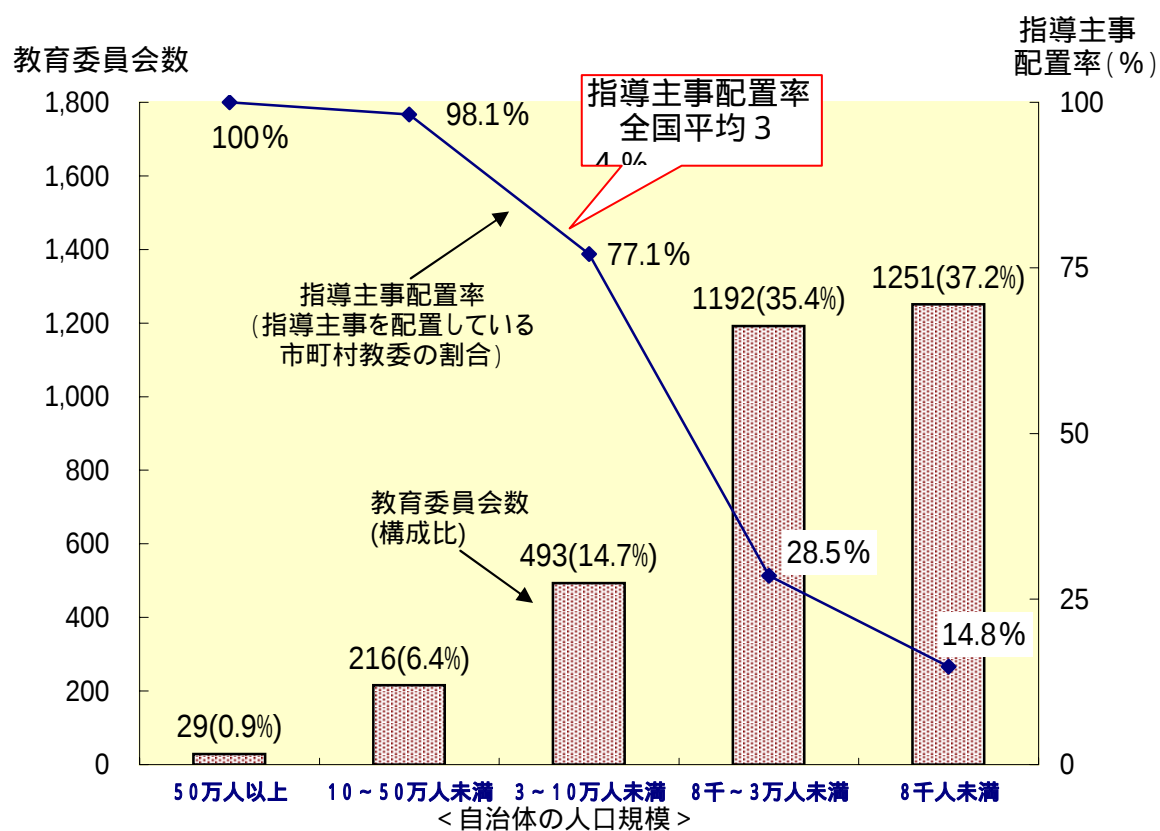
	9年度	10年度	11年度	13年度	15年度
指導主事	3146	3163	3293	3444	3538
充て指導主事	1190	1226	1164	1157	1162

（３）人口規模別の市町村教育委員会の指導主事・充て指導主事

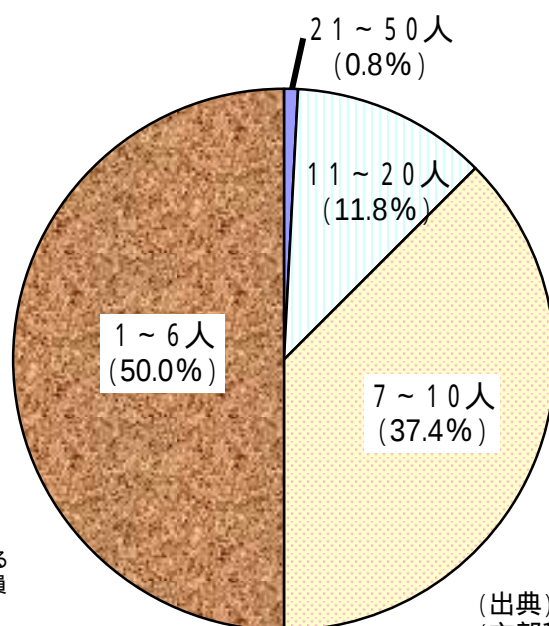
区分	教育委員会数	指導主事・充て指導主事を置く教育委員会	
		配置率（％）	配置教委当たり平均人数（人）
総数	3365	34.4	4.1
50万人以上	29	100.0	27.4
30万人以上50万人未満	46	100.0	16.6
10万人以上30万人未満	170	97.6	7.6
5万人以上10万人未満	224	88.4	4.0
3万人以上5万人未満	269	67.7	2.2
1.5万人以上3万人未満	495	38.0	1.5
8千人以上1.5万人未満	697	21.8	1.1
5千人以上8千人未満	541	18.3	1.1
5千人未満	710	12.1	1.3

市町村教育委員会の事務局の体制

(人口規模別に見た教育委員会数と指導主事配置率)



職員数別の教育委員会の割合
(人口8千人未満の自治体の場合)



(注) 職員数
教育長を除く事務局に勤務する
本務職員(指導主事、事務職員
等)
の合計数

(出典) 教育行政調査(中間報告)
(文部科学省 平成15年5月現在)

地方公共団体の事務の共同処理について

1. 地方公共団体の事務の共同処理の方式

処理の方式	性 格
組合 (地方自治法第3編第3章)	地方公共団体が事務の共同処理又は広域的な処理のために設けるもので、法人格を有する特別地方公共団体である。
一部事務組合 (第284条第2項)	法人格を有する特別地方公共団体であり、管理者その他必要な執行機関が置かれる。教育事務の全部を処理する場合(「全部教育事務組合」)、関係市町村の各教育委員会は消滅。 学校の設置管理を行うものを特に「学校組合」という。
広域連合 (第284条第3項)	法人格を有する特別地方公共団体であり、長その他必要な執行機関が置かれる。広域計画に基づき事務を行い、広域連合から関係団体に勧告することができる。国又は都道府県は直接広域連合に権限を委譲することができる。
機関の共同設置 (第252条の7)	関係市町村が共同して執行機関等を置くもの。共同して教育委員会を置いた場合、関係市町村の各教育委員会は消滅。
協議会 (第252条の2)	関係市町村が事務の一部を共同して処理するもの。関係市町村の教育委員会は存続。
事務の委託 (第252条の14)	市町村が事務の一部を他の市町村に委託して行うもの。委託した市町村の教育委員会は存続。

2. 教育に関する事務の共同処理の状況

(1) 一部事務組合、広域連合

	合計	学校 関係	給食 関係	研修セ ンター	社会 教育	全部教育 事務組合
一部事務組合	177	78	44	15	47	1
広域連合	1	0	0	0	1	0

内訳は各分野ごとの延数であり、合計と一致しない。
文部科学省調べ(平成16年6月1日現在)

(2) 協議会、職員の共同設置、事務委託

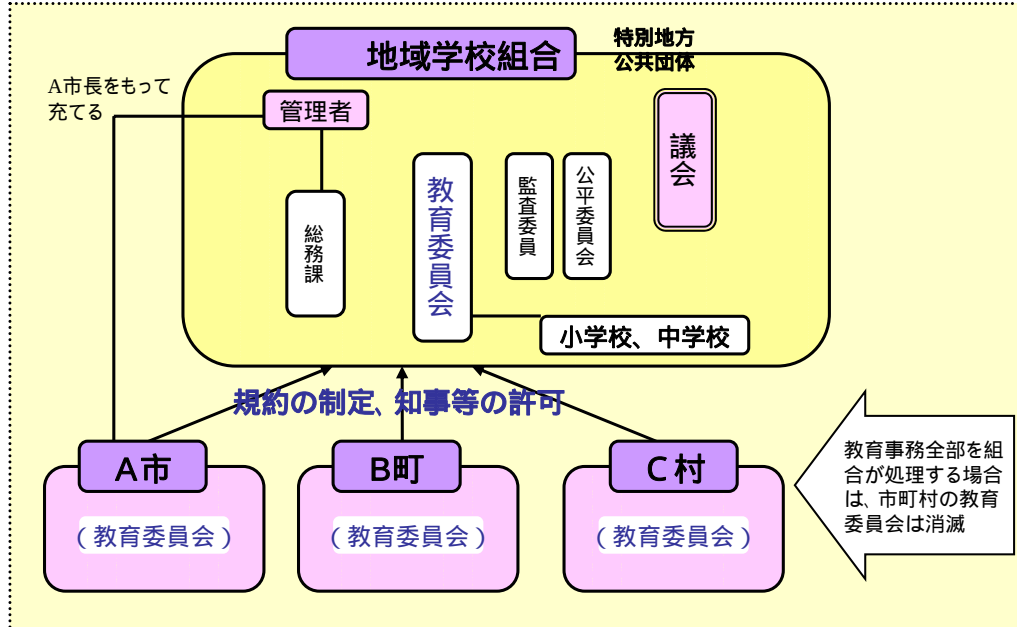
	実施団体数	事務内容の例
協議会	393 (11.9%)	教員研修、視聴覚教育、障害児に関する就学事務
職員の共同設置	207 (6.3%)	指導主事、社会教育主事
事務の委託	91 (2.8%)	就学事務

教育委員会の現状に関する調査(平成15年5月1日現在)

小規模市町村教育委員会の広域化のイメージ

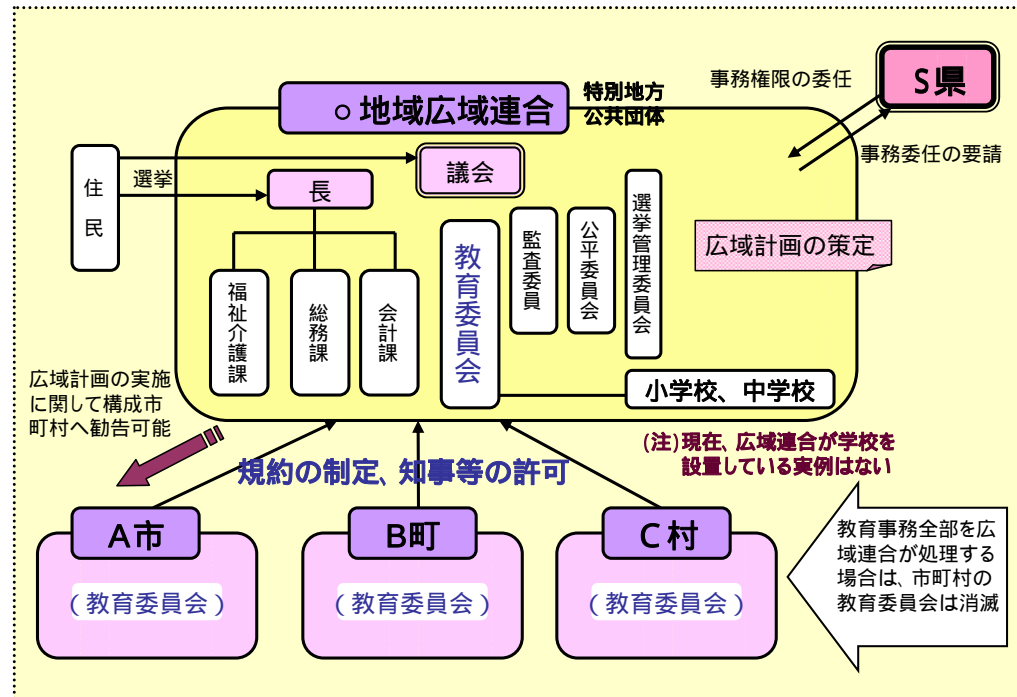
(1. 一部事務組合のイメージ)

(地方自治法第284条第2項)



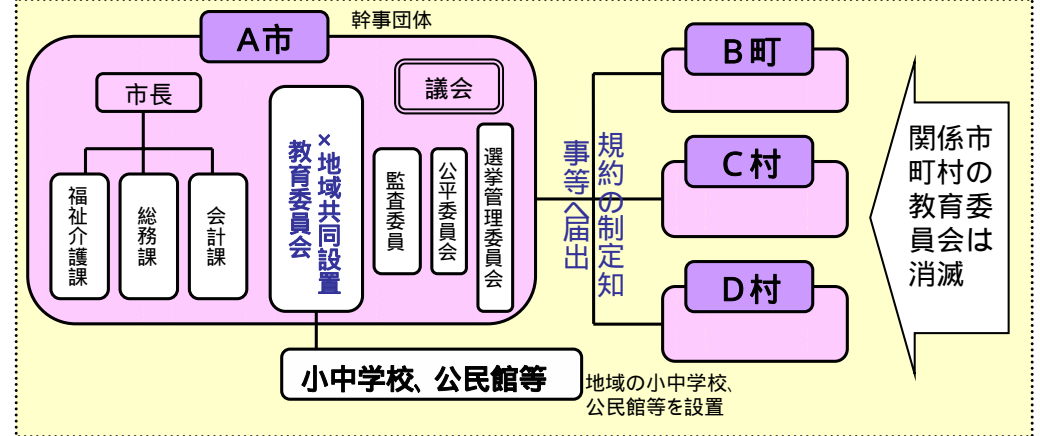
(2. 広域連合のイメージ)

(地方自治法第284条第3項)



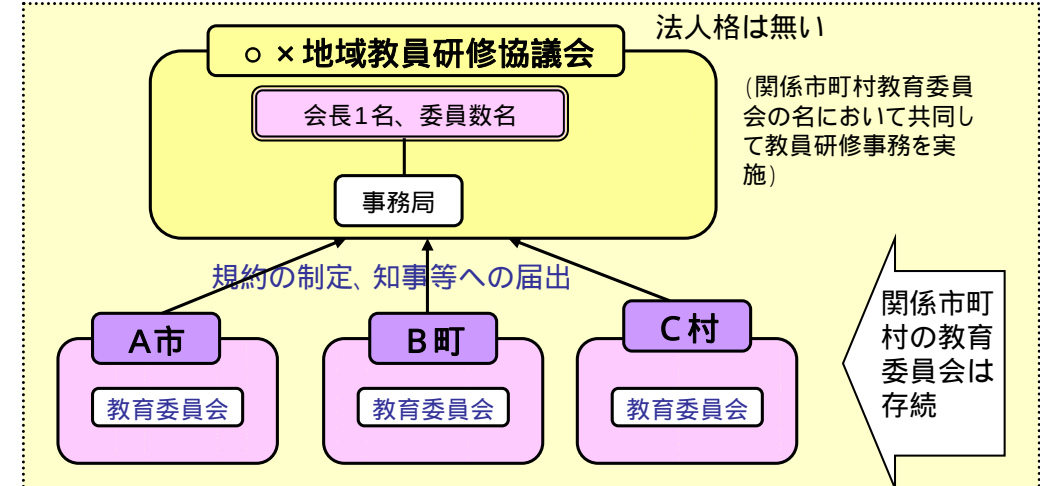
(3. 機関の共同設置のイメージ)

(地方自治法第252条の7)



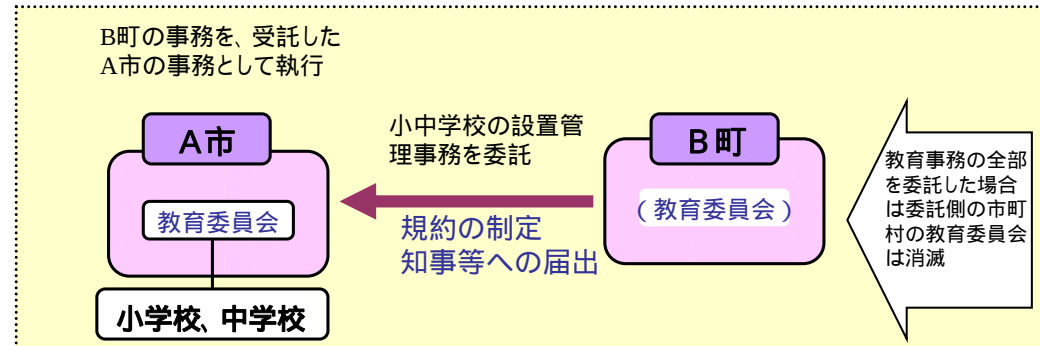
(4. 協議会のイメージ)

(地方自治法第252条の2)



(5. 事務の委託のイメージ)

(地方自治法第252条の14)



(6) 市町村長の教育委員会制度認識と評価―市町村長アンケート調査から―

2001 年のアンケート調査

表1 - 1: 市長による現行教育委員会への評価

	度数	割合%
現状のまま存続	206	55.4
教育委員の公選	15	4.0
教育委員会の権限拡大	14	3.8
市長の教育委員兼任	4	1.1
市長の諮問機関化	22	5.9
学校教育以外の事務の市長部局移管	92	24.7
廃止	8	2.2
その他	11	2.9
合 計	372	100.0

表1 - 2: 市長による教育委員会の順機能と逆機能に対する認識・評価

項目	a(%)	b(%)	c(%)	d(%)	e(%)
政治的中立性の確保	197(51.7)	129(33.9)	36(9.4)	13(3.4)	6(1.6)
市民の意見反映ができる	74(19.3)	138(36.0)	88(23.0)	49(12.8)	29(7.6)
多様な意見の反映ができる	74(19.3)	134(35.0)	96(25.1)	55(14.4)	22(5.7)
長期的視点での事業遂行	76(19.8)	114(29.5)	113(29.5)	52(13.6)	26(6.8)
改革実行力に乏しい	51(13.4)	141(36.9)	84(22.0)	35(9.2)	70(18.3)
臨機応変な対応ができない	44(11.5)	114(29.8)	88(23.0)	37(9.7)	98(25.7)
事務効率が悪い	27(7.1)	91(23.8)	136(35.6)	32(8.4)	92(24.1)
市長部局との連携調整が困難	20(5.2)	86(22.5)	85(22.3)	47(12.3)	144(37.3)

(a=「そう思う」、b=「どちらかといえばそう思う」、c=「変わらない」、d=「どちらかといえばそう思わない」、e=「そう思わない」、「分からない」はこの表では省略した)。

2004 年のアンケート調査

(1) 問「一般論として市町村教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」

	割合
そう思わない	7.6
どちらかといえばそう思わない	14.5
どちらともいえない	32.9
どちらかといえばそう思う	33.7
そう思う	8.6
合計	97.3

(2)問「貴自治体の教育委員会は制度の趣旨に沿ってよく機能している」

	割合
そう思わない	3.6
どちらかといえばそう思わない	7.8
どちらともいえない	24.1
どちらかといえばそう思う	45.9
そう思う	16.4
合計	97.8

(3)問「現行の教育委員会制度を廃止して、その事務を市町村長が行う」

	割合
反対	26.3
どちらかといえば反対	31.2
どちらともいえない	26.8
どちらかといえば賛成	7.2
賛成	8.4
合計	99.9

(4)問「仮に、教育委員会を設置するかどうかが首長自身の選択に委ねられた場合どうするか」

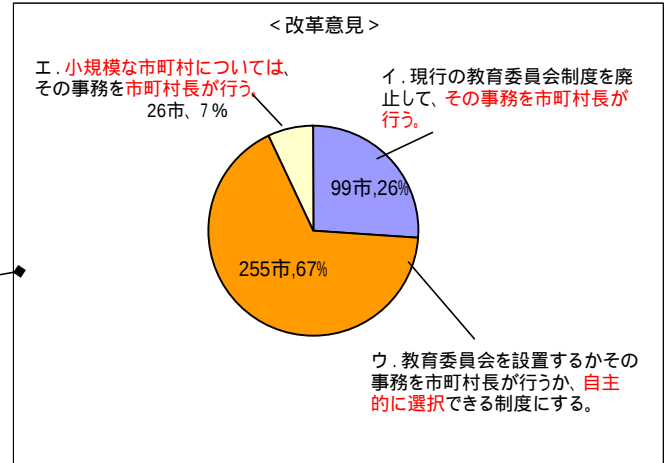
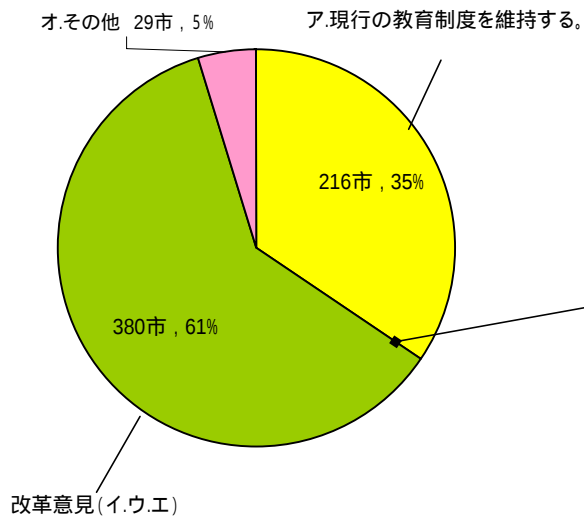
	割合
現行の教委制度を変更せず維持する	33.6
教委制度を維持するが必要な制度的改善を図るどちらともいえない	52.1
現行の教委制度を廃止し、その事務を市町村長が行う	13.2
合計	98.9

〔注〕

二つの市町村長アンケート調査は、岡田佐織・小川正人「教育委員会制度の機能と改革課題 - 全国市長・市教育長アンケート調査をもとに - 」（『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 42 巻 2003 年）と教育委員会制度調査研究会（代表：堀和郎筑波大学教授）『教育委員会制度及び県費負担教職員制度の運用実態に関する調査』2004 年 9 月）の調査である。

(7) 全国市長会「地方自治の将来像に関するアンケート調査結果」(抄) 平成15年1月集計

問17 教育委員会制度(教育行政)について



1. 調査対象: 675市
2. 回答市: 625市
3. 回答率: 93%
4. 調査時期: 平成14年12月